

## 平成23年第5回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月13日(火)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長あいさつ	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○町政に対する一般質問	10
5番 関 口 雅 敬 君	10
4番 野 口 健 二 君	20
1番 岩 田 務 君	21
8番 野 原 武 夫 君	22
2番 村 田 徹 也 君	27
3番 板 谷 定 美 君	35
6番 大 島 瑠美子 君	37
9番 新 井 利 朗 君	44
○町長提出議案の報告及び一括上程	49
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第43号 長瀬町自転車等の放置防止に関する条例	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第46号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正 する条例	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正す る条例	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	58

・議案第48号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例	
○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第49号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第50号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第51号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	
○議案第52号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	
○議案第53号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第53号 皆野・長瀬上下水道組合格約の一部を変更する規約	
○長瀬町選挙管理委員の選挙	70
○長瀬町選挙管理委員補充員の選挙	71
○請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
・請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	75
○日程の追加	75
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
・発議案第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書	
○閉会について	76
○町長あいさつ	77
○閉会	77

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第82号

平成23年第5回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月8日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成23年12月13日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

## 平成23年第5回長瀬町議会定例会 第1日

平成23年12月13日(火曜日)

### 議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

4番 野 口 健 二 君

1番 岩 田 務 君

8番 野 原 武 夫 君

2番 村 田 徹 也 君

3番 板 谷 定 美 君

6番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決

1、長瀬町選挙管理委員の選挙

1、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

1、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島	勉	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君	
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（大澤タキ江君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第5回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第5回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大澤タキ江君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤タキ江君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大澤タキ江君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年8月から10月にかかわる現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

9月29日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

10月3日に、皆野町役場で「第10回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

10月9日に、下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

10月10日に、長瀬駅前広場で「長瀬駅開業100周年記念セレモニー」が開催され、出席いたしました。

10月16日に、横瀬町町民会館で「第17回地域安全大会並びに秩父地区暴力排除推進大会」が開催され、出席いたしました。

10月20日に、美やまホテルで「秩父支部調理師会秩父大会」が開催され、出席いたしました。

10月21日に、秩父地域振興センターで「道議連・水森議連」の役員会が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

10月22日に、長生館で「埼玉県職員秩父会定期総会」が開催され、出席いたしました。

10月26日から27日にかけて、山梨県北杜市並びに都留市において「秩父地域議長会正副議長行政視察研修」が開催され、副議長新井利朗君に参加していただきました。

10月28日に、埼玉県庁において「道議連・水森議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

11月10日に、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、出席いたしました。

11月16日に、NHKホールで「町村議会議長会全国大会」が開催され、出席いたしました。

11月20日に、ちちぶ花見の里で「第18回ちちぶ荒川新そばまつり」が開催され、出席いたしました。

12月11日に、小鹿野町で「飯田鉄砲まつり」が開催され、副議長新井利朗君に出席していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

本日ここに、平成23年第5回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中ご参集賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のためまことにありがたく、心から感謝を申し上げます次第であります。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走の声とともに朝晩の寒さも厳しさを増してまいりましたが、皆様にはお変わりなくご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、国会では、2011年度第3次補正予算が11月21日午後、参議院本会議で与野党の賛成多数で可決され、成立いたしました。東日本大震災からの復興対策を中心とした総額12兆円超の大規模な補正予算となり、30日に参議院本会議で可決、成立した財源確保法案とあわせ、震災復興が本格化する見通しとなり、インフラ整備などに関連する補助金を一括化し、使い道の自由度を高めた「震災復興交付金」（1.6兆円）や復興関連の地元財政負担を実質ゼロにするための交付税の加算（1.7兆円）を盛り込み、地方主体で地域の再生を担えるように配慮したものとなりました。

これから本格的な冬となり、厳しい寒さが続く東日本大震災で被災された地域、住民の方々が一日でも早く復旧、復興がなされるよう願ってやまないところであります。

さて、9月定例議会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。10月24日に、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり町の各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、8名の方を表彰させていただきました。

次に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を11月6日に第一小学校の校庭で行いました。議員の皆様を初め大勢の来賓の方のご臨席を賜りまして、盛会に開催することができました。日ごろの訓練の成果でありますポンプ操法、放水演習等、団員のきびきびした姿を見て安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第であります。

続いて、健康福祉課関係について申し上げます。去る10月26、27日に、平成23年度「長瀬町敬老会・高齢者のつどい」を長瀬有隣倶楽部で開催したところ、天候にも恵まれ、昨年を上回る大勢の方々にご出席をいただきました。

当日は、午前中に式典、午後には老人クラブ連合会の役員による実行委員会方式で「高齢者のつどい」を行いました。慶事該当者もカラオケ等に参加していただくなど、出席された方々も楽しんでいただけましたと思います。これも、議員の皆様を初め関係諸団体の多くの皆様のご協力のたまものと、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。10月8日には、長瀬お祭り広場と花の里周辺で長瀬町商工会青年部主催による「第9回ふれあいフェスタ長瀬」が開催され、熱気球、乗馬体験や模擬店の出店などが行われました。また、ことしは花の里のコスモスの開花に合わせて実施したため、例年になく大勢の来訪者を得ることができました。

11月12日から11月27日まで、月の石もみじ公園で長瀬町観光協会主催による「長瀬 紅葉ライトアップ」が行われました。また、宝登山神社周辺もあわせてライトアップが実施されました。ことしの「長瀬 紅葉ライトアップ」は、ミシュラン効果や事業が新聞やテレビで報道機関に取り上げられたことなどのため、大変な好評をいただき、数多くの来客を得ることができました。関係者の皆様には大変お骨折りをいただき、ありがとうございました。長瀬のイメージアップに必ずつながるものと確信をしているところでございます。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。初めに、県表彰の受賞についてご紹介します。この秋、教育委員会関係で3つの受賞を受けました。初めに、埼玉県教育功労者表彰を新井祐一教育長が、長年の学校教育、教育行政への功績をたたえられ、受賞となりました。

次に、埼玉県教育ふれあい賞を当町で2団体が受賞いたしました。1つは、長瀬ふれあいの会代表、福島武攻さん、ご案内のように役場・中学校の国道沿いに花の植栽を実施しておりますが、この植栽には長瀬中学校全校生徒が参加し、協力して花の植えかえに取り組んでおります。これは、学校と地域が連携した取り組みの模範となる活動として表彰を受けたところでございます。

また、もう一つは長瀬中学校で、さまざまな体験活動を通じて、生徒の居場所、生徒と教員が信頼関係を築き、いじめ、不登校ゼロという成果を上げたことが今回の表彰の対象となりました。

3つ目に紹介するのは、文化ともしび賞で、長瀬町井戸在住の常木周三氏が受賞いたしました。常木さんは、長瀬町俳句会の会長を務めながら、長瀬町文化団体連合会の会長として長瀬町文化展の開催などに尽力していただきました。また、宮沢賢治歌碑建立委員会を立ち上げ、歌碑を建立したことや長瀬町文化財保護審議会委員もお務めいただくなど、地域文化の向上に貢献した功績が認められての受賞となったわけであります。

以上、この秋、教育関係の3つの表彰があったことをご報告いたします。

次に、植栽を進めている宝登山山頂ですが、去る10月30日、中学3年生86名がことしも卒業記念に臘梅の植栽を行いました。これは、来春卒業する3年生に自然環境への関心と郷土愛を深めてもらおうと、秩父鉄道の協力を得て昨年度から始めた事業であります。生徒たちは、それぞれに自分の思いを木札に書き、植栽した木につるし、卒業の記念樹といたしました。

また、秩父鉄道では、中学3年生全員の方を毎年ライン下りにご招待をいただき、ことしも10月17日に実施をいたしました。

次に、生涯学習事業ですが、例年実施しております「長瀬町文化展」は本年で第36回を迎えました。本年は、11月3日から5日までの3日間開催し、出品点数約1,000点、期間中約750人の方々のご来場をいただきました。

次に、旧新井家住宅を会場に、民間団体による活性化事業として10月9日に「観月祭」を行い、古民家ならではの特質を生かしたイベントとして、参加者の皆さんに好評を博しました。前日の8日に行われた長瀬フェスタでは旧新井家住宅の無料公開を行い、約300名の入館者があり、花の里コスモスともども参観をいただいたところでございます。

最後に、今後の予定でございますが、恒例の成人式では、既に議員の皆様にはご案内申し上げましたが、来年1月8日の日曜日に開催いたします。今回、長瀬町で成人を迎えられる対象の皆さんは95名であります。議員の皆様には、ご出席の上、成人の門出を祝していただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案1件、条例改正案5件、補正予算案2件、広域連合に関する協議案2件、規約改正案1件の合わせて11件でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれも町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 岩田 務 君

2番 村田 徹也君

3番 板谷 定美君

以上の3名をご指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの2日間とすることに決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは、最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

1番、災害対策について総務課長にお伺いいたします。町内の自主防災組織を単位とした避難訓練の実施について、現在どのような状況か伺います。

また、備蓄品の保管についての考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） おはようございます。それでは、災害対策についてのご質問にお答えいたします。

町内の自主防災組織を単位とした避難訓練の実施の状況でございますが、ことし7月8日の区長会で自主防災組織を単位とした避難訓練の依頼を行い、また11月14日から15日に熊谷防災基地で開催された自主防災組織リーダー養成講座初級編に区長及び副区長9名の参加をいただいたこともあり、避難訓練は5区でおとといの12月11日に実施されております。また、上長瀬区でも来年3月に予定していることも伺っております。その他の自主防災組織からは現在実施予定の報告は伺っておりませんが、順次行われるものと期待をしているところでございます。

町が備蓄する備蓄品の保管についてでございますが、現在、3階備蓄室及び長瀬町消防団第1分団第3部、井戸の消防詰所に分散し、保管しております。また、将来的には核となるような避難所など、数カ所に分散して保管できたらとも考えております。

いずれにいたしましても、避難訓練に対してや備蓄品に対しての補助制度を創設するなどし、活動及び備蓄品の充実をより一層促進していきたいとも考えております。なお、食料品の備蓄品につきましては、できるだけ長期間保存ができるものを優先として考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今答弁いただきました。

この前の9月議会でもこの質問をさせてもらっていますが、避難訓練については、今言うように、9名の方が講習を受けて5区では始めた、ほかのところも随時やっていくでしょうという話だけれども、やっぱり避難訓練も車の車輪と同じで、エンジンをかけて車が動き出すまでは、やっぱり行政でしっかりとやり方を指導してやらないと、今ずっと聞いていて私思っているのだけれども、総務課長はすべて区長会に任せて、行政はただ言うだけ、やるのはお任せして、すべてやってもらう、あとはもう、講習を受けるでしょうとか、そういう話なので、避難訓練のやり方について、多分、ほかの区長、一生懸命やる区長、9名の方が参加したというのはすごく私は評価したいと思います。そういう方がこの町内にいて、避難訓練が必要だと考えている方がいるのだと思うので、ほかの方にそれが広がって、行き方が、例えば我が地域でも1人の区長が参加したと、ほかの区長にその話は進んでいるのですかと言うと、話はあったけれども、いつやるのか、そんな程度です。我が地域には、消防OB隊がいろんな区長やそういうのと連携して災害支援隊をつくっているけれども、そこには話がいていないと。だから、どうやったらいいかというのが、多分私たちの地域を見れば、これはどこの地域もみんな同じなのだと思うのです。必要性は感じているけれども、どうやって始めていったらいいか。これはやっぱり町が幾らか指導してやらないと、全部区長さんに任せるのだと無理だと思います。町民大会をやろうといえば、人数を集めるのが大変だからということで町民大会はなくなったということだけれども、災害については、町がそうやって声をかけていけばわかってくれると思うのです。その地域ごとで避難訓練は多分違うのだと思うのです。町が一括してこれをやろうと言えば、やっぱり地域地域のカラーがあるから、避難する場所も地形もあるだろうから、そういうのを考えて、やっぱり役場が主導してやっていくべきだと私は思いますが、いかがですか。

それから、備蓄品の保管場所を今2カ所言っていただきました。前にも言ったように、私は、備蓄品を分散保管して、例えば長瀬町が一巡に全部だめになるのだったら仕方がないけれども、どこか部分部分で被害が生じたときには、備蓄品が分散保管してあれば応援に行けるのです。例えば矢那瀬に大災害が起って、上長瀬方面に備蓄してあるやつが運べるのだったら、そういう助け合いができるではないですか。今総務課長は、川向こうと多分、川こっちということで考えて2カ所しているのだと思うのです。それはそれで間違いではないのだけれども、もうちょっと備蓄品の保管場所も考えたらいかがかと私は思いますが、いかがですか。

それから、備蓄品の保管の期限が長くという発言がありましたけれども、私がきょう聞きたいのは、以前発表してもらっているのは、水、食料としてのカロリーメイト、毛布という備蓄品を発表してもらっていると思うのです。いろいろのところで私、話をすると、今町が考えているのは、発表している話は大人の人ですよ、対象が。例えば3日間の食料といったときに、ではふだんこうやって生活していると、わけがわからない、例えばまだ小さな子供、赤ん坊、そういう配慮、多分してあると思うのです、配慮は。ただ、各課の連絡の横のつながりがいいから、例えば健康福祉課、町民課なりいろいろ話し合えば、例えば社協にあるよとか、そういうのが出てくると思うのです。そういうのを総務課長が災害の担当責任者として、今言うように、備蓄品、カロリーメイトがあったって、例えば赤ん坊がいる家庭が、災害が起こったときにミルクをどうしましょうといったときに、子供は我慢できないですよ、ふだんだって我慢できないのだから。そういう配慮が、この町が全部考えて、横の連絡が密にとれば、例えば社協にあるよとかいろいろあると思うのです。そういうのの配慮を考えるのも必要なのだと思うので、総務課長、いかがでしょうか。

もう一点、避難訓練をやるときに、以前にも言った、もうこれは多分できているのだと思うのだけれども、非常電話、もうこれは進んでいるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

4点あったかと思いますが、まず役場でもう少し訓練の指導をしたほうがいいのではないかという、役場主導でやったほうがいいのではないかというご質問でございますが、この間、おとといの5区の訓練を見させていただきました。5区では、スポーツ広場のところが集合場所という形になっていてございまして、その前に班ごとに集まって安否確認をされて、スポーツ広場に集まっていたございました。それから、配給訓練までいろいろやっていただきまして、非常に、今まで机上だけの計画というのですか、その辺のものが、実際訓練をしていただいたことを見ることによって、ああ、こんなこともあるのかなということを私自身感じたところでございます。

そのときに、区長さん等とも、実際、そこには消防分署、それから消防団の人にも参加していただいたわけでございますが、その現場でこういうふうにしたほうがいいではない、ああいうふうにしたほうがいいのではないかというような議論といたしますか、話し合いも持たせていただきました。今後につきましては、数カ所で、今上長瀬区のほうでも3月に行われるということでございまして、先日のおとといの5区の訓練にもほかの行政区長さんも来ていただいております。それなので、随時行われるものかと思いますが、そのときにやはり町としても参加させていただいて、そのときにいろいろな、ケース・バイ・ケースがあるかと思えます。なかなか、こういう地域ごとのケース・バイ・ケース、いろいろあるかと思えますので、またその現場等でお話し合いができたならなと考えているところでございます。

ちなみに、おとといのときには、総勢で85名ぐらいだったでしょうか、参加してしていただいたようでございます。議員さんの人にも出ていただいておりますし、町からも町長、それから総務課で3人という形で当日伺っております。その辺で、現場で話し合いを持たせていただくような形でしばらくはいきたいと考えております。

それから、2番の備蓄の分散ということでございますが、先ほどの回答でも申し上げましたように、役場と井戸の消防の詰所、2カ所で今分散してございます。回答させていただいたこともあるのですが、ほかにも核となるようなところに分散して持てたらなということで今考えております。

それから、3番目の子供、特にミルクの関係の備蓄品の配慮というご質問でございますが、先ほど議員のほうからも備蓄品という形で幾つか例を挙げていただきました。まだまだ、例えば水につきましても、今現在2,000リットル弱でございます。まだまだ、1日1リットルとか、3日間という形で3リットルぐらいはできたらということで計画あたりには書かれておりますが、1日、人口を約8,000人と計算しても、1リットル、8,000リットルが必要になってくるわけなのですが、今2,000リットル、25%弱ぐらいの率になってございます。また、3日間ということであれば10%にも満たない、1割にも満たないような形になってございます。そういう全体的な備蓄品の数量等を考慮する上で、その中でミルク等も検討していきたいと考えております。

それから、非常電話の質問でございますが、こちらにつきましては9月の定例議会で進捗状況を回答させていただきますが、その後、課長会等の了解も得まして、できるだけ早く携帯電話の番号を区長さんにお知らせして、お話しして始めたいと考えております。携帯電話、できれば2台ということで今も考えております。1台が出られないときは2台目に転送されるという形で考えておりまして、その辺の

実際、物を見ていただきながら区長さんにお話をし、それから始めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 総務課長の答弁を聞いていると、すごく期待できて、ああ、前進、前向きに検討していてありがたいと感じるのです。だけれども、いつでも言葉だけなのです。もう本当に、前も言ったけれども、災害時の質問について、振興センターからも言われたのだけれども、埼玉県内断トツトップで褒められるのかと思ったら、何回聞いてもわからないのかという指導も私は言われたこともある。

総務課長、この質問なんか何回もしているのだから、検討します、見せてからやります、1台ではだめだから2台にしますではなくて、1台あるのだから、町に。あるのだから、それをすぐ使えばいいだけの話なのです。それをロッカーに入れてあったのではちっとも役に立たないのです。だから、24時間、私ではないけれども、ここへぶら下げておけばいいではないですか。変な電話が来たら、今は履歴が出るのだから、非通知だったら出なくても、すぐ切ってしまう方がいいだけの話なのだから、それを持ち回りでやれば何の負担もなくて、もし役場ができないのだったら、私にそれを預けてくれれば、私が受付係をやりますよ、本当に。だから、やるやると考えているのではなくて、すぐやったほうがいいです、持っているのだから。これから買うのでは考えなくてはいけれども、持っているのだから、腰にぶら下げてください。私にひもをつけて首へぶら下げてくれればぶら下げていますよ。本当に真剣にやってください。

これで3つ目になってしまうので、いま一度お聞きをしますが、5区は大変、すごく見本になった避難訓練ができたけれども、この前も私言いましたけれども、秩父市の例を言って質問させてもらいました。まず、市役所からある町会に避難連絡は来て、その町会がこしはここを訓練しようということやるとい話ししましたよね。そういうのからいっても、町が携わって、どこへ避難しているかというのも、たまたま町長と総務課長と3名が行ったというけれども、いざとなったときにはそうでないのだから、その避難訓練の仕方だって、町も必要なのだから、町も絡まなくてはだめなのです。全部行政区に任せるのではなくて、一体化にならなかつたらだめなのです。

これは前にも言いましたよね。また同じになってしまうから、時間が無駄になってしまうのです。井戸の場合は急傾斜地が多くて、どこへ避難していいかわからないから、災害支援隊の隊長も、ここへ逃げてこいなという避難訓練していて、そこが急傾斜地で崩れてしまって、後で自分が生き残ってしまったときに嫌だから、指令ができないので、どうしますかとみんなで相談しているのだけれども、そういうのに携わってくださいよ、どこへ逃げていったらいいか。災害なんて、どういう災害が来るかわからないと総務課長は言っているから、そのとおりなのです。どういう災害が来るかわからないから、今言う、たまたま5区は広場があるから、そこへやった、ではいろんな地域に、区長さん、多分考えているのだと思います。やっても、避難訓練が必要だなというのは。班長さんだけだって、区長さんと一緒に避難訓練やったって、そういうのをやっていたら、いざというときには絶対役に立つのだから。だから、ぜひ町が主導で、区長会で、この前5区がやったから、今度は、長瀬町を4ブロックに分けるとこっち方面だから、この方面でどこか区がやってくれませんかとかでやってください。

それで、あと備蓄品についても、ミルクはさっき言ったけれども、紙おむつ、そういうものを、実際に社協には多分あるのだと思うのです、紙おむつ程度は。私は以前、船玉まつりのときにティッシュペーパーの話をしたのです。これはただのティッシュペーパーではなくて、いざとなったらティッシュペーパー

が、この長瀬町の役場の中でもどこでも保管してあれば、いざとなったらそのティッシュペーパーだって紙おむつがわりになるのです。中畝観光課長が就任当時の船玉まつりのときになかったのです、調べてもらったら。だから、そうではなくて、そういう備蓄品で、長瀬町の観光ティッシュでもいいではないですか。それをやって、この前町長が長瀬という地域に避難物資を持って行って来たというけれども、そういうときにこそそういうものを持って行って、そうすれば、これは名前を売るわけではないけれども、長瀬もやっているというPRにもつながるし、備蓄品の無駄にならないと思うのです。その点、総まとめで、検討します、検討しますでなくて、はっきりやるということをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、避難訓練の実施で、5区以外のところでやるように指導とかやってくださいということを区長会等でお話しするというお話でございますが、そのとおり私も今まで考えております。実際、区長会のときにも、先ほど言いましたように、何回か訓練をお願いしますということでご依頼はいたしてございます。実際、そうやって、この間の5区の訓練が初めてでございました。またその次にもあるかと思いますが、次回の区長会で、ほかのところの区長さんにも、特に県のリーダー研修に行っていたところが多いのが大字長瀬のところでございますので、その辺から始まるものかなとは思っておりましたが、それが徐々に町全体に波及していけばいいかなと考えております。そのため、次回の区長会ではその辺を強くまたお願いしたいと考えております。

また、2点目の備蓄品としてのティッシュペーパーでございます。観光協会とか、観光の関係でティッシュペーパーはほかのところでも作成してございます。作成して、もし余っているようでしたら、窓口等でも配布してございます。有効に活用しているところではございますが、さらに備蓄品としてのティッシュペーパーということであれば、先ほど言ったミルクも踏まえて全体的な備蓄品の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、災害については、もう回数が過ぎましたので、ぜひ、絵にかいたもちではなく、進めてやってください。

では、次の質問に移ります。2、長瀬町観光協会への指導監督について、地域整備観光課長にお伺いをいたします。長瀬町観光協会が3年間で独立採算できるよう、町はしっかりと指導監督することが必要ですが、どのように考えているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町観光協会が平成21年4月に法人化され、ことしで3年目を迎えておりますが、事業内容は今日では大きく変化してきております。本来の観光協会の業務のほか、町からの各種受託業務、指定管理業務、また最近では各種団体や埼玉県のほか、近隣の行政機関との調整など多岐にわたり、設立当初に考えていた業務内容の質、量とも大幅に増加している状況となっております。

現在、町の観光業務については、行政が施設整備等のハード面、協会が観光宣伝やイベントの開催、マスコミ対応、パンフレットの作成等のソフト面を担っており、業務の遂行につきましては、日ごろから町と観光協会両者で調整を行いながら進めております。この夏は、業種によってばらつきはあるものの、町

の観光は近年にない入り込み客があり、行列のできる店も少なくありません。これも、法人化した観光協会が積極的に宣伝活動やマスコミへの情報発信を行った結果であると思われます。

観光協会の自主財源の確保については、電動レンタサイクル事業、ライトアップでの販売事業、業務の受託など、法人の自主的な運営に向けて取り組んでいると伺っております。しかしながら、観光協会は地域の観光振興を図る組織であることから、財源の確保のため積極的に物品の販売などの商業行為を行うと、観光協会会員である観光業者の経営に影響を及ぼすようなことも考えられるので、その特殊性により、すぐに収入の増加を図ることが難しい状況にもあります。

具体的な指導助言については、現在、日常業務の諸連絡や打ち合わせの時点でやりとりをさせていただいている状況ですが、今後はその必要性をかんがみまして、四半期ごとに会議を持つことや内容を定めて会議を開催することなども検討してまいりたいと思います。今後も、観光協会の運営については、法人としての独立性に配慮しながら、町の観光推進にとってより望ましい組織になっていただくよう指導助言してまいりたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今いろいろお答えをいただきましたが、よくわかったような、わからないような答弁なので、再質問をしたいと思います。

長瀬町観光協会が、法人化円滑化事業で、町財政の改善にもつながるということで議会で承認したと私は心得ています。その内容は、3年間で観光協会は事務事業がなくなるという、職員の派遣がなくなったのと、3年間でそこで一致させるのだということだったと思います。ところが、ここ何度かの議会で、3年と区切るとは言っていない、あるいは3年間で独立させるという方針が私から見ると変わったのかなと思われるのです。

それで、この間の議会でも、事務局長は今度は新しく4月になったら選ぶのが筋だと思うという発言まで出てきているので、お聞きしますが、町は3年間で独立をさせるということが変わったのかどうか。その3年間、面倒を見れば、今まで役場の職員が3人だかな、2人だかな、かかっていたのがそこで途切れると言っていたのが、どうなのでしょう、変わってきたように感じるのです。そのほかに、今度新しくまた事務局長を選任するとなると、またその人が1年生から事務方の勉強もしなくてはだ。そうすると、また3年間、我々の税金を使ってやるのか、そういうことがよくわかるように説明してもらいたいと思うのです。

観光協会は、観光につながる補助金は使えなくなるのではないです。私がこの質問をしたら、観光協会の会員の人が、やつは観光協会に反対しているのか、次、選挙が、あいつはもうないやと言う人がいるのです。私はそうではないのです。観光につながる補助金は観光で使っているのです。その使い方がおかしいから言っているのであって、指導監督をする責任は町にあると思うのです。いまだ、3年間たっても、業務が多くなったから、次も3年間、ではどこの業務までいったら線が切れるのか、法人化した意味が全然ないと思うので、再質問で観光課長、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えします。

質問の内容は幾つかあったかと思うのですが、最初に観光協会が独立する方針でいるかどうかというような内容が1点あったかと思います。現在、私どもで感じているところは、事業の運営ですとか事務的には独立をしているというふうに考えております。町のほうから特にこういう指導とか、そういうこ

とを必要なく、自主的に運営事業を行っておりますので、その辺は全く問題ないと思います。

もう一点は、財政的な面もあるかと思いますが、これは今までもお話しさせていただいたと思いますが、観光協会の運営に財政的な支援が必要な場合があれば、それは今後も支援をしていくという考えであります。

あと、町の職員がふえているかどうかということなのですが、これは観光協会が法人化されたときと変わらず、観光担当は今兼任で1人で行っておりますので、町の職員がふえて観光行政を行っているということは今も変わりはありません。

あと、観光協会の運営、それと補助を出しているけれども、多分使い方、財政的にどうのこうのという疑問があるというふうな質問だったと思いますけれども、それについては先ほど質問でお答えしましたが、町と協会と定期的に会議を持つようにしまして、そこで確認をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ちょっと議論がかみ合わないので、もう一度言います。

観光協会を独立させれば、今まで観光に携わっている職員が2人から3人いたけれども、3年たてば独立してしまうのだから、その人件費も浮きますよということで、この前の、改選前の議員の方、この前も副町長は嫌になるほど質問を浴びせられて、ようやくと生んでいった経緯がある。だから、今、ここでもう3年たつから、その約束、3人の職員の人件費が浮くのだと、そこをわかっていると思うので、それが3年間たってもまだ人件費500万、それは人件費と言うと、運営費とかとまた来るのだけれども、浮くのだという説明でスタートしたのが変わってきていると、4年目以降はやらないとは言っていないよとかいう話と、この前の議会、副町長が私の最後の質問で答弁に出てきたのが、事務局長が新しくまたなると。今まで指導してきた人が繰り上がってきて事務局長をやっていくのだったら大丈夫なのでしょうけれども、また新しい人を雇うとなると、その人をまた面倒見なくてはでしょう。観光協会が稼いだお金でそういう人の給料をやれるのだったら、それで私は何の文句もない。町から税金がいかにいいわけということでスタートした3年間だから、もうそろそろ3年来るから、準備できているのでしょうかという質問なのです。わかります。余りこれをやっていると時間がまた、次の質問もあるので。約束は、3人の職員が浮きますよと、3年たてば観光協会が独立し、3年たてばもう大丈夫だからという、簡単に言えばそういうことだったのだけれども、3年目以降もあるような話になっているということは、それができていないのかどうか。

それから、町は監督、指導、育成することができるということで町長に権限があるのだけれども、観光協会の職員の中で、女の人です、それは臨時で雇った人かもしれません。育成ができていないのです、観光協会です。ある泊まることのできる旅館の方の話で聞くと、うちに泊まりに来るお客さんが五、六人、観光協会の前で道がわからないで聞いているということで迎えに行くと。迎えに行ったときに、どこへ行くのですかという話を聞いてもらって、ああ、あのクレームが多い何々さんへ行くのですかという案内を観光協会の人が行っている。これでは、観光協会、独立して一本化するといったって、こんな指導しているのでは長瀬はお客が来ません。こういうことが、町長、実際です。もし、この議会終了後でも、町長、私とその店へ、もしだったら私、案内しますから。だから、指導監督、育成、観光協会が今まで3年間でできていないのです。今の事務局長のやり方でやらないと次の人ができないようになっているのではない

かなと私は心配しているので、3年目以降、独立して指導監督、もう大丈夫なような話なので、最後の答弁、観光課長で補足がもしあるのだったら、町長、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 観光課長が言う前に、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

観光協会の人事の関係なのですが、前回私のほうで答えしたのは、法人化する時も募集して事務局長なり職員を入れたわけですから、当然募集はするでしょうという言い方をしているはずなのですが、議事録をもう一度ご確認をお願いしたいと思います。募集しますというのは、観光協会の人事権に町が入る話ですから、多分そういう答えはしていないのではないかと思います。募集するのではないですかという……

〔「筋だと言っているんだよ」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） ええ、私はそういうお答えしていると思いますので、ここで答弁をさせていただきます。

それから、関口議員からありました、3年間、3年間というのは、議員の改選がありましたけれども、前回は9人の方ですか、議長を除いた、私のほうで答えさせてもらっていますけれども、3年間は何か頑張ってくれというお話を申し上げまして、約束だから守っていただけるのではないですかというお答えを当時から多分していると思いますので、その辺ももう一度見ていただきたいと思います。3年間たてば、自主財源もある程度何とかできるのではないかなというように進めているところですが、前回の議会で、9月議会ですか、町長も観光課長も答えたとおり、また関口議員も先ほどまだ独立できるような体制ではないという質問をしていますけれども、町の見解も、とても独立、独立しているのですけれども、援助なくして運営できる状況ではないという観光協会の状況でございますので、ある程度の援助は今後もしていかないと、観光協会の運営はまだできないのではないかなというように考えております。

それから、職員の数、3年たてば3人分浮くのではないかなということですが、独立した時点から多分2.5人というようにお答えをしているかと思いますが、今1人でやっているわけですから、1.5人分の経費は町としては浮いているはずなのですが、基本的には、その1.5人分、当然、観光協会が独立すれば、今まで町がやっていた仕事をやるわけですから、そういう資金として500万円を援助していきましようということで、多分3年前にはお答えしていると思うのですが、だから、職員はその当時から観光担当としては町のほうは減っています。その分の補助として観光協会のほうを出していますから、観光協会のほうで人を雇っていただいて運営してくれと、こういうお話だったと思いますので、その辺ももし、私もまた議事録を見てもいいのですが、記憶が間違っていればまた後日訂正なりさせていただきますけれども、私の記憶ではそういうことですので、よろしく願いをいたします。

それから、先ほど指導が徹底していないと、私のほうにも幾つか観光協会絡まりで苦情等を寄せられています。その都度、事務局長を呼んで、こういうことが来ているから、指導を徹底するようにということはお話ししていますので、さらに担当課としては多分現場に行って指導のほうはしていると思いますので、これからは育成、指導は町として、町のできる範囲で、独立している団体ですから、どこまで入れるかわかりませんが、指導、育成はしてまいりたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 3回やってしまったので、観光については一応今ので今回終結をさせていただきます。後日というか、次回にまた宿題、持ち越しのように私は考えていますので、引き続きよろしく願いいたします。

3番、財政状況について総務課長にお伺いをいたします。今年度で小中学校の耐震化や大規模改修工事などの大きな事業が終了しますが、現在の財政状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、財政状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

当町の財政状況は、長引く景気の低迷と急速な円高の進行などによる影響を受けまして、歳入におきましては、自主財源の根幹であります町税収入が平成21年度以降減収しております。それを補てんする交付税でございますが、このところそれほど伸びていないというのが現状でございます。そのため、財政確保は厳しさを増しているところでございます。

平成21年度から順次着工してまいりました小中学校の耐震化と大規模改修工事は、今年度で一通りの事業が終了いたしますが、これらの実施に当たっては、国の安全・安心な学校づくり交付金や地域活性化交付金を有効に活用したこと、さらには入札差金による歳出額の減額などから、一般財源や町債の発行額を抑制し、町の財政負担を少なくすることができました。

今後の見通しでございますが、歳出においては、少子高齢化の進展による扶助費などの社会保障制度に要する経費や施設の維持管理経費などの経常経費が増加することが予想され、また災害への備えや安全で安心なまちづくり、少子化対策や若者の定住促進、生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など取り組むべき事業が山積しております。町の財政状況は、今後も厳しい状況が続くことが見込まれております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私がなぜこの質問をしたかということ、9月議会のときに、決算の認定の質疑応答の中である議員が実質公債費比率を聞いたときに、14.1%という数字を述べて、はっきりした数字は今手元にはないのでわかりませんので、後で連絡をしますということで、私どもには正確な実質公債費比率がわかりませんでした。14.1%になってきたということは、数字的にはすごく、以前から比べれば改善されてきていると。私もいろんな資料を調べた中で、やはり埼玉県内ワーストから追いかけていけば、そういう数字、状況になるのです。14.1%というのがすごく改善されているように、この前の議会である議員に答弁しているのです。最悪の数字をまず挙げておいて、長瀬は14.1だから、それを聞けば、ああ、すごく財政状況がよくなってきているように感じてしまうのです。そこで、今どのぐらい総務課長が危機感を持っているか、私はちょっと温度をはかりたいと思ってこの質問をしました。

今、長瀬町は人口が右肩下がりに下がって、どんどん減少している状況の中で、今度は長瀬町の借金残高は逆にふえているのが現状だと思うのです。私、これはきのうも自分の資料を間違えていないか検証しました。これは多分間違えていないと。人口が少なくなって借金が多くなるということは、実質公債費比率がどうこうではなくて財政状況が厳しいと、今総務課長、最後に厳しいという言葉を入れてくれたので、私はその気持ちを持って今後財政状況が厳しい運営をしていかななくてはいけないとくぎを刺したいと思ったのです。

ある議員の質問で、そういうことで、14.何がしパーセントで、25%がもう最高のように数字を挙げて、14.1だから改善されているという、議事録にも載っています。そうすると、ほかの議員も、よくなってい

るといふようなことで、あちこちでそういう発表をした場合、町民側からすれば、財政がよくなっているのだったら、もっとうちの周り、壊れているところやいろんなところがあるのだから、やってくださいよという要望が結構多くなるのです。だから、これから引き続き町民の方には、やっぱり、小泉元総理大臣ではないけれども、痛みを一緒にやってくれと、我慢してくれと言って、今大変なところをやっていかななくてはなのだと思うのです。

我々にはこういう議会で、14.1%で数字を間違えていないと思うのだけれども、14.1%まで下がってきましたよとなれば安心をする。そうすると、安心をすると、いろんなところで下がってきている。そうすると、町民の方は、ではもっと、我々は税金を払っているのだから、もうちょっと改善してくれよということになっていくので、それを私は聞きたかったので、いま一度、傍聴席も結構いっぱいいる中で、14.1%、数字は確かに下がってきているけれども、特にこの財政状況は、多分町の責任ではないですよ、この14%になっているというのは、借金もどんどんふえているというのは町だけの責任ではないと思うのです。国から来るべきお金が来ていないから、町で借りて借金がふえているということもあるでしょう。けれども、実際問題として、我が町長瀬は今財政状況が厳しいのだということを周知していろんな行政運営に携わらなければいけないと。だから、さっきの災害のこともそう、観光協会の運営費、幾ら、向こうから見れば多少、私から見ればそんなに多くという誤差が出てくるのだけれども、多少でも何でも、今財政状況がこういう厳しい中で観光協会にも人件費として充ててやっているのだということを言えるように、いま一度、総務課長、財政状況の厳しさを訴えておいてください。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

先ほども言われましたように、以前と比べますと財政的には改善されているということを経済委員会で答えてございます。というのは、そのときもお話ししたかと思いますが、実質公債費比率が一番高くて、18年度決算におきましての数字でございまして、20.3%ということがありました。それから、比率といたしますと、19.0、17.4、15.3で、22年度決算ベースで14.1と、その表は前の9月議会のときに皆様にお配りした表となっております。このように、比率的には改善されております。その当時、18年度当時でございまして、交付税も約1億円近い金額が毎年のように減らされてきていたということもございました。そういう面で、そこに来てまた実質公債費比率が高いということで非常に厳しいということがありました。それからいたしますと、大分改善はされてきているということでございます。

ただし、先ほど議員おっしゃるように、まだまだこれからもいろいろな事業が予定されております。今までも、県内の比率、先ほど議員おっしゃられましたけれども、県内と比べるとまだまだ比率は高いということからしても、厳しさということもございまして、今後の事業を行う上でも、厳しさというのを先ほども答えさせていただいたとおりでございます。先ほどのお答えの中にもございましたが、学校関係の事業につきましては、特に先ほどもお答えいたしましたように、交付金等をいただいて乗り切ってございます。またこれからもそういう、うちの町に活用できる交付金等が出てくることも予想されますので、その辺のものを有効利用して、なるべく財政に負担がかからないような形で行っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、最後の質問になります。

今言うように、14.1%になったからといって、この長瀬町は県内の調査からいけばワーストスリーに入っているのです。だから、決して、14%だからって、数字が下がったから安心できる状況、よそも一緒になって頑張っているから、これは頑張ったからどうこうではなくて、14.幾つになったからいいではなくて、我々納税者が納税して、この長瀬町に住んでよかったと言えるような、本当はできればいいのだけれども、いろいろな財政状況が今大変な時期だから、それをわかってもらうために私はこの質問もしました。

少子高齢化で借金がふえていく、こういうことが何とか改善するように、この町は若者定住促進住宅とか、いろんなことで今人口をふやそうと頑張っているのだろうと思います。今総務課長が言ったように、職員にはいま一度、いろんな事業の補助金がもらえるのだったらもらえるように勉強して、町の財政を助けていただけるように通達なり出して、町民が少しでも納税した分、町民サービスが受けられるようお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤タキ江君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 4番、野口です。公用車の購入について総務課長にお伺いします。

町では、町内で調達できるものは、できる限り町内業者に発注するべきと考えておりますが、公用車の購入はどのような基準で業者選定しているのかお伺いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、公用車の購入についてのご質問にお答えいたします。

まず、公用車購入の場合、各メーカーで自動車の仕様が違い、販売形態も多様であるため、性質または目的が競争入札に適さないので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約により実施しております。

なお、公用車購入時の町基準といたしましては、一般的に考えて、少しでも安い価格での購入が見込め、納車後のアフターサービス等を考えて、郡内等に事業所がある各メーカーのディーラーから見積書を徴取することとしておりました。平成23年度で軽自動車を購入した業者につきましては、スズキ株式会社のディーラーとして平成13年以降、見積書の徴取をしておりまして、今回も従前の例に従って見積書を聴取したところ、最も低い金額で見積書が提出されましたので、購入業者とさせていただいたものでございます。

しかしながら、町内販売業者から我々でも変わらない金額は提示できると伺ったので、次回から町内販売業者からも見積もりをいただくことを伝えたとお伺いしております。このように、少しでも安くと思い、

ディーラーとしていたことが覆されることになりました。仮に同じ金額であれば町内業者を優先することになりますので、確認も含め、今後はディーラー及び町内販売業者、両者から見積もりをいただき、購入したいと考えております。

なお、今回の購入業者をインターネットによりスズキ、4輪車のディーラーで検索しますとその購入した業者が出ますので、スズキからはディーラーと位置づけられていることには間違いのないと思いますが、販売協力店でもあるようでございます。いずれにいたしましても、今後の公用車購入につきましては、従来の郡内等各メーカーのディーラーに加え、町内販売業者からも見積書を徴取してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） ただいまの質問なのですけれども、正規ディーラーと特約店ディーラーの認識のずれが生じたのだと思いますので、今後しっかりした施行基準に基づいて、公用車購入の選定標準の作成のお考えをお聞きして、再質問を終わりにいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、再質問にお答えいたします。

最初の回答と重複いたしますが、今後につきましては、郡内等のディーラー並びに町内販売業者からも見積書をいただき、同じであれば町内業者を優先することとしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） では、改めてなのですけれども、町の業者を優先的に使ってもらうようお願いして、簡単ですが、これで終わりにします。よろしく申し上げます。

---

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。通告に従って、一般質問を始めさせていただきます。

公共工事の予定価格について総務課長に伺います。国で定める公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針では、予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質や工事の安全確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害することがないように、適正な積算の決定に努めることとされています。

そこで、当町では予定価格をどのように設定しているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、公共工事の予定価格のご質問にお答えいたします。

予定価格の設定につきましては、長瀬町契約規則第8条第3項の規定によりまして、その都度町長が決定して、その旨を事前に公表しております。国で定める公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針での予定価格の設定につきましては、平成18年の同指針で、予定価格の設定に当たっては、

設計金額の一部を正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りは厳に慎むものとすると言われておりましたが、ことし8月の指針においては歩切りを行わないものとするに改正しております。このことから、当町では、入札について、しばらくはこの方針に基づき実施していく方向としたところでございます。なお、今後も基本的にこの方針に基づき実施していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 長瀬町では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入しているようです。この制度の中身を見ると、埼玉県の通達をもとに導入しているのかと思いますが、埼玉県の最低制限価格が設計金額の80から85%程度になっているのに対し、長瀬町では70%程度になっておるようです。こちらは、入札経緯及び入札結果表の予定価格に10分の7を乗じると、ほとんどが最低制限価格を示しております。

今までに町や県で行った公共工事の入札どきの積算金額を算出した資料を数社分見させていただきましたが、どの会社もほぼ変わりのない積算金額を出しております。それは、ここ数年では、積算ソフトを使用して、複雑な条件下でも、どんな工事区分や工種区分でも正確な諸経費計算比率で算出できるからだと思います。このようなソフトを使用し、県の公共工事の積算をすると予定価格に近い金額になるようですが、長瀬町の公共工事の積算をすると、事前に公表している予定価格より10%以上高くなってしまいうことも多々あるようです。推測で物を言うのもおこがましいと思いますが、こちらの資料やいろいろな話を聞いてみますと、やはりおおよそ10から20%歩切りしているように見受けられます。このような積算結果の話などを聞いて、当局としての意見をお聞かせ願えればと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今まではそのようなことになっていたかと思いますが、先ほども答えさせていただいたように、今後につきましてはこの方針に基づいて行っていく考えでもございますので、先ほどの回答のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今後、今までと改善されるということであれば、そのようにしていただければと思います。

以上で質問を終わりにいたします。

---

○議長（大澤タキ江君） 次に、8番、野原武夫君の質問を許します。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 8番、野原武夫です。

登下校途中の安全確保について教育長にご質問いたします。最近、児童生徒の減少に伴い、少人数で登下校する機会がふえたことにより、その安全面の危惧がされております。登下校の途中の安全確保の対策

についてお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 登下校中の安全確保につきまして、野原議員の質問にお答えいたします。

ご案内のように、町の人口は非常に減少してまいりました。それとともに、児童生徒数も減少してまいっております。来年度の1年生につきましては、一小の学区で35名、それから二小では13名というふうに非常に少なくなっております。さらに、二小学区、今後も大きくふえるという予定は、見込みはございませんで、非常に少ない状況が続いていくというふうに考えております。

こういった状況の中で、特に小学生は通学班登校をしているわけですが、その通学班の編成も各学年に平均しているというわけではございませんし、班の人数も平均しているわけでもございません。1、2年生の低学年の児童が1人とか2人とかといった事例も出てきてしまうこととなります。それらにつきましては、単独の登下校にならないように対応が必要となってまいります。具体的には、保護者の方やあるいはボランティアのパトロールの方等に協力をお願いしているのが現状でございます。

特に来年度、矢那瀬地区の児童生徒が非常に全体に少なくなってしまう。今6年生が6名いるのですが、それが卒業して中学へ入ってしまいますと、その後の地区の生徒数が、児童数が8名ということで、各学年に1名、多い学年でも2名ということで非常に少なくなってしまうので、その辺を来年度へ向けて今その対策を検討中でございます。できるだけ子供たちが安全に登下校できるようにということで今検討しておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 教育長もご存じのとおり、子供がどんどん減っているということで、矢那瀬のほうでは来年度は6年生が1人になってしまう。そういう中で、子供を安全に学校まで連れていく、それから帰りに今度、少ない子供たちがばらばらに帰るといふときに、昨今、非常に、交通のものではなくて、別な面で子供たちがねらわれているというようなことがありまして、山の道を歩く子供たちが非常に危険性を感じるという状況でございます。

この山の道という話では、昨今だけではなくて、大分、もう20年も前からそういう問題がちらちら出まして、山を歩くのはどうかというふうな話がありましたけれども、下を通る道がありませんので、上を通ってきたのですけれども、上を通ると子供たちが、大きな子供は今度、別な面で危険性があるということがありました。そういうことで、来年は帰りにまとまって帰れる可能性が少なくなってきたということがあるわけなのです。このことは別に矢那瀬に限らず、遠くから通うと、時間がかかるという意味で、1時間もかかるという子供たちが相当いるわけなのですが、そういう子供たちが、やはり守るべき団体を組めないという状況がどんどん、どんどんふえているのです。そういうわけで、行政上として何か子供たちを保護するという対策は持っていないか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 再質問にお答えしたいというふうに思います。

矢那瀬地区の児童数につきましては、今手元にある資料で申し上げますと、来年度、24年度の入学児童が1名、25年度は新入生3名、26年度3名、27年度はゼロというような形で、全体でも8名、9名、10名というような形になってしまいます。今までですと10名は超えていたのですけれども、10名を超えないような状況になろうかなというふうに思います。

それから、学校の授業の終わる時間が低学年と高学年でずれてしまいます。したがって、下校時刻

が、今議員ご指摘のとおり、高学年だけあるいは低学年の、1年生だけで帰るような時間帯ということもあらわれてしまいますので、この辺につきましては、特に低学年が1人で帰ることがないような形、できれば帰りの時間帯だけでも、特に冬場、日没の早くなるような時期につきましては、送迎と言うとおかしいですけども、下校時刻だけ、下校のときだけの送迎等を今検討しておるところでございます。矢那瀬地区も減少してきているわけですけども、ほかの地域も場所によっては、特に低学年が1人になってしまうことが、その距離が長いというようなところもございまして、その辺もあわせて今検討させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

実は昨日、一小、二小のPTA会長様から連名で、こういったことにつきましてもまたよろしく補助をお願いしたいというようなお願ひが来ております。当然、学校長のほうからは、以前からこういう心配があるということで今まで検討してきたわけでございますけれども、今後ともそういった安全面につきまして特に注意をしていきたいというふうに考えておりますので、またご指導のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 教育長のお話、ありがとうございます。

具体的に、例えばこれは特殊な例なのですけども、風布のほうで、学校が閉鎖になったために、寄居町の小学校へ通うのにスクールバスではちょっと間に合わないということで、今タクシーを使って通学している、これはぜいたくな話のように感じますけれども、実際に行政的に学校を廃止してしまったためにせざるを得ない面もあったのでしょうけれども。長瀬町のほかに、皆野町では既にそういった通学バスを使っておりまして、これは数が多いということもありますけれども、皆野と寄居が既にスクールバスを使っているという環境では、父兄たちが何とかそういう方向も考えてもらえないのかというような意見が出ております。これは非常に財政的には負担が大きいものですから、すぐすぐにはいかないと思うので、何とかしたいというお話が出ておりますので、その辺どうですか。町長、ちょっとお話しただければと思いますので、お願ひいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の矢那瀬地区の特別な状況、条件というものを勘案しますと、私は実は、この話があったときにシルバー人材センターのほうにお邪魔をいたしまして、人を輸送する方法というのをどういうふうにやっているのだというお話を聞きました。そうしましたら、シルバーで高齢者の買い物だとか、そういうのに使う車が1台ありますという話がありまして、それが9人乗り、運転手を含めて9人という、ちょうど考えてみますと、矢那瀬の新年度からの子供の数と同じだというふうな思いを持ったものですから、ちょっと、1カ月幾らぐらいで送迎ができますか、例えば3年から下、それから4年から6年までというような、例えば2つに仕分けをして、朝はみんなと一緒に通学すると、帰りは低学年と高学年を2つに分けて送る方法をどうなのだろうかというふうに、私、個人的に考えまして、見積もりを出していただきました。

そういうことがあって、矢那瀬のことについてはまだ教育委員会と正式な相談をしておりますが、低学年、例えば学校のすぐ隣にひのくち館という子供の施設がありますので、そこに1年から3年までが全部集まったら矢那瀬まで送る、それから4年から6年までの生徒が全部集まったら、2回、送迎ではなくて送るだけ、朝は皆さんと一緒に来ていただくと、そういうようなことは考えられないかというのを個人的に考えています。それが多分可能なことなのではないかなと思っておりまして、金額的にも1カ月で10万

ちょっとぐらい、十二、三万でできるような話も聞いております。それから見れば、人の安心、安全を守るということから考えれば高い支出ではない、そんな思いを持っておりまして、とりあえずそのことを検討してみたいというふうに考えておりました。野原議員からのご質問もその後通告があったようでございまして、このことについては勝手な答弁になるということになります、私も町長としての責任もありますから、そのことについては教育委員会と慎重に検討して、実は12月ごろからやりたいと思っておりましたが、新年度からというような形になろうと思っております。それは、具体的な計画をこれから立てて決定をしていきたいと思っております。

それから、定住自立圏構想というのが秩父全体で行われておりまして、その中で公的交通機関の整備というのがありまして、鉄道以外のバス運行についての検討を今始めたところでありまして、それが利用できれば一番経費としては安いと思いますが、多分、2回走るといふようなことは、その時間を、1時間ぐらいの間に2回ということ是不可能だろうと思っておりますので、町独自の考え方があってもいいのだろう、それはぜひやりたいというふうに考えております。個人的な考え方ではありますが、責任者としてはそれをやってみたいという強い願望を持っておりますので、もうしばらく時間をいただいて、できれば新年度から皆さんの期待におこたえしたいというふうに考えておりますので、検討しますことをお約束いたします。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 町長のほうにまでご答弁ありがとうございます。大変地元でもありがたいと思っております。

それにつきましても、スクールバスを出すということになりますと、これは当然、各地区も含めて検討しなければならぬ問題、この問題についてPTAの会長たちとちょっと相談したことがあるのですが、スクールバスについては、近い人たちは経費負担が多くなるのではないかというようなことで反対という意見が出まして、学校全体としてのPTAではスクールバスを導入することに賛成できませんという返事が返ってきたのです。内容をよく聞きますと、やはりそういった経費負担が公平にいかないから、難しいということであったようです。その面では、経費負担がそんなにかけなければいいのだけれども、そういった意味ではどの辺を負担したら実行できるのかというような話がありましたけれども、我々としてはまだ計算ができていないということで、とりあえずバスは希望しないということで前年度に聞いております。

しかし、今のお話のとおり、だんだん人口が減るという中では、スクールバスを出すことによって人口をふやすという、先ほどちょっと教育長からお話がありまして、子供が安全で、確かにバスで送ってもらえるようなことができれば長瀬町へ住みたいという話はちょこちょこ聞いております。特にそういう意味では、確実にふえる、ある意味では、子供2人がいれば親もくっついて4人の人口が、1人ふえれば人口が4人ふえるという意味で私たちは期待しておる。そういう意味では、具体的な方策として、ぜひこのスクールバスも検討の余地があるのではないかと思いますので、これは議会の中の総務委員会に付託してこれから進めたいと思っておりますが、板谷さんにひとつ、ぜひこの辺も進めていただくということでご了承いただきたいと思っております。以上でもって、質問の1のほうを終わらせていただきます。

続いて、2番の放射線量の測定について町民課長にご質問いたしたいと思っております。各地で放射線量の測定結果の報道が多く見られるようになりましたが、当町ではどのような測定器が使用され、結果を公表しているのかお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 野原議員の2つ目の放射線量の測定についてのご質問にお答えいたします。

まず、測定機器でございますが、堀場社製環境放射線モニター、P A1000R a d i という機械を去る7月に購入し、使用しております。この機械は簡易測定器で、専門の知識がなくても微弱なベータ線を簡単に精度よく測定できるハンディータイプの測定器でございます。7月5日から職員2名で測定を始め、9月までは週1回を目安に測定しておりましたが、それまでの測定数値が低いことなどから、現在は月2回を目安に町内12カ所を測定しております。

続いて、測定結果の公表でございますが、町のホームページでの公表、役場、保健センター、中央公民館内での掲示をしているほか、測定箇所の小中学校、幼稚園、保育園にも結果を報告しております。また、広報紙へは8月号に掲載いたしました。測定数値が低かったことや掲載時期がおくれてしまうことなどから、現在は行っておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 今のお話ありがとうございます。

せんだって私が質問させていただいて、測定器を買ってくださいという話を申し上げましたら、県のほうで、3,000万ぐらいかかるので、実はそれを申し込んでいるのだよという話を聞きました。3カ月ぐらいしたら入るのではないかなというようなことでした。3,000万かけなくともできるのではないかなという話を申し上げましたら、今の測定器が入ったような感じがいたします。そういう意味で、測定結果が非常に鋭敏であるといえますか、精密であるということなんでしょうけれども、3,000万円という測定器が実際に入ってきたかどうか、そしてその結果についてもぜひお聞きしたいと思っております。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 町の測定結果につきましては、今まで毎時0.04マイクロシーベルトから毎時0.14マイクロシーベルトの範囲内にありまして、日常生活には支障がない数値かと思っております。また、県におきましては、現在、井戸のげんきプラザと自然の博物館、昔の自然史博物館等で測定を行っております。これにつきましても日常生活に支障がない数値ということでホームページ等で公表されております。

機械につきましては、県のほうは現在別の測定機器を使用しておるようですが、その機械につきましては、50万円程度ぐらいの県のほうは機械ということで、町のほうは10万円程度ぐらいの機械を使用しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 何か大分安いお話になってしまったので、3,000万円もかかるという町長のお話だったけれども、その話はないということでよろしいですか。

それから、今の測定結果について、我々は……

〔「……しようがないんだよ」と言う人あり〕

○8番（野原武夫君） ちょっと黙っていてくれるかな。こちらの話の最中なので。

そういうことで、私たちは、子供たちが通学する道路についてもこれから、親たちが心配しているので、ぜひこれも測定の範囲内に入れてもらって、父兄に通達してもらいたい。今、子供が非常に、そういった意味で、町も育成に対して努力しているのに、道路ぐらいちゃんと報告してくれないかという意見が出て

おります。その辺もぜひお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） お答えいたします。

学校関係の通学路ということですが、これは早い時期に校長会等を通じまして、必要に応じ、機械の貸し出しもしくはこちらでの測定というのを伝えてございます。また、定期的に学校等へお邪魔している中で、ちょっと排水溝の辺ですとか落ち葉の周辺等も測定したりしております、それはホームページ等への公表はしておりませんが、学校関係者等にもその際伝えております。また、教育委員会等の職員も砂場等の測定なども行っておりますので、また必要に応じ、保護者等への連絡等はできるものかと承知しております。

以上でございます。

---

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2番、村田です。教育現場の諸問題等について教育長にお尋ねします。

教育委員会では、どのように教育現場の声を聞き、諸問題等の把握に努めているのかお伺いしたいと思います。

また、小中学校3校が公平になるよう備品購入や支援がなされているのかを伺いたいと思いますが、再質問もありますので、簡単に、教育長、お願いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 村田議員の教育委員会が教育現場の声をどのように聞き、諸問題を把握しているのかというご質問でございますが、教育委員会では毎月月例で校長会を開催しております。3校の校長と教育委員会、指導主事等を交えまして、諸問題につきまして話し合いをしております。各学校で学校からさまざまな報告をしていただいております。そこが一番の基本でございます。長瀬町では、小中合わせて3校というふうに非常に小ぢんまりした感じですので、いつでも必要な情報が常に共有できるようにということで連絡、報告等に努めております。

また、3校が公平になるような備品購入や支援がなされているかということでございますけれども、いつもそうなるべきだというふうに考えながら進めておりますので、各学校の希望等を中心に進めております。また、いろんな施設設備の整備等につきましても、多少前後することはありますけれども、全体的に平均化というか、公平になりますようにということで努めておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 再度、教育長に2点お伺いします。

まずは、教育教材についてですが、第一小学校には電子黒板があり、それを使った5、6年生の授業では、児童の興味、関心も高く、IT機器活用の効果が顕著であります。一方、第二小学校には同等の電子黒板が未設置と思いますが、これは教育の公平性に欠けるのではないのでしょうか。児童数に差があるとはいえ、教育の公平性を遵守するのが教育委員会のお務めではないのでしょうか。

もう一点、11月1日から3日間に限り、学校公開がされました。この点についてお尋ねします。この3

日間に教育委員さんや教育委員会事務局で学校見学に行かれた方はおられるのでしょうか。私は11月1日に参観させていただきましたが、民生児童委員の方々にお会いしただけで、教育関係の方々はお見受けしませんでした。先ほど教育長答弁で、月に1度の校長会で情報を得ていると、または事あるごとに学校を視察訪問していると言われるかもしれませんが、教育週間には特に保護者の熱意や要望が感じ取れるのではないのでしょうか。その様子を知るのも教育委員会の大切な仕事だと思うのですが、いかがなのでしょう。

また、両小学校で持久走大会が開催されました。多くの保護者が見学に行っておられましたが、その様子等は把握されているのでしょうか。学校の実態把握と教育の検証という点から、この2点につき教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの再質問に対してお答えしたいというふうに思います。

2点ということですが、1点目の電子黒板につきましては、第一小学校のほうの電子黒板を使っ  
ての授業というのは私も実際に何回か見させてもらっております。それから、第二小学校のほうは、形式は違うのですが、第二小学校のほうは黒板に直接映す形のいわゆる電子黒板ということでございます。これも、各学校の予算請求の中で希望していただいて購入していただいたものでございます。第一小学校の電子黒板が2基あるわけですが、1基は学校のほうで特にということで、PTAの予算のほうからということで購入していただいたようでございます。各学校からの備品購入の要望等を中心にと  
うことでございますので、電子黒板のほうも今導入が進みつつある新しい機器でございますので、また  
各学校の要望等を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、学校の授業等の見学というようなことでございますけれども、11月の最初が教育週間という  
ことで、数年前から学校公開を中心に行われております。どういことをやるかということにつきましては、  
毎年各校長から報告を受けますし、またどうであったかということにつきましても報告を受けており  
ますし、先ほど申し上げました校長会で、持久走大会でこういう方がたくさんお見えになりました、ある  
いはこういう結果が出ましたというようなことも随時報告を受けております。

また、学校の様子につきましては、特にここ数年間、長瀬町は、新しく入った教員、それからまだ経験  
の浅い教員、さらに臨採の教員、こういった者が大分おりますので、そういった者を中心に、町の3校で  
共同して研修会、若手教員チャレンジアップ研修とか名前をつけているわけですが、そういった研  
修会を行っております。これは、各学校の若手の教員が授業をして、それをお互いに見て研修をし合うと  
いう研修会でございます。年間では各学校に2回あるいは3回ぐらいお邪魔することになるわけですが  
けれども、私もそのときにはできる限り参加をしまして、授業を見せてもらったり、あるいは話し合いに参加  
をしたりして、それぞれの学校の様子等をできるだけ把握するように努めております。全部の行事に、そ  
こへ行って参加するということはなかなかできないわけですが、いろんな機会をとらえて学校の様  
子をできるだけ正確につかむということに努めておるところでございます。また機会がありましたらば、  
教育委員さんにはこういった行事がありますよということをご案内をしているわけでございますけれど  
も、なかなか日程等の関係でごらんいただけないものが多いわけですが、また教育委員会でも報告  
をしているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今教育長に答弁をいただきましたが、やはり保護者の熱意等を感じられる教育週間

等には、ぜひ来年度以降、教育委員会事務局または教育委員さんに出向いて、その様子を実態把握していただければと思います。

続きまして、次長にお伺いします。先ほどの質問と重複しますが、教育週間に参観された保護者の概数、この期間に行われた授業参観、保護者会への参加率の資料、もしありましたらお答え願いたいと思います。

また、教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野です。教育に特定の見方や偏りが生じないよう、教育委員によるレーマンコントロールの仕組みがとられているわけです。しかし、長瀨町では教育委員会制度の内容が見えにくくなっているように感じます。月に1度開催されるであろう教育委員会の会議が住民に告知されていないように思われます。教育委員会会議規則第7条で、会議はこれを公開するとうたってあります。この開催日、時間等をどのように住民に周知しているのか伺いたいと思います。もし周知されていないのであれば、住民の意思が教育に反映できないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

もう一点伺います。学校というところは、生徒、保護者の要望や地域の状況に応じた教育を行うのが原則です。ところが、現状では町内の学校への指導監督機関の教育委員会の仕組みや重点施策を住民が容易に知ることができません。それは、教育委員会のホームページが作成されていないからです。埼玉県内で未設置なのは9市町村です。秩父管内では秩父市が設置してありますが、その内容はほとんどないのと同じです。長瀨町教育委員会では、秩父の先陣を切り、ホームページを立ち上げ、住民に広報するサービスを整備することが急務と思われるのですが、その予定の有無やご意見をお聞かせください。教育の中立性、安定性、継続性を住民に知らせるために、その決意をお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） まず、通告になっていなかったもので、資料等を準備してございませんので、納得のいくような回答が得られるかどうかですが、お答えしたいと思います。

まず、教育の公開の日の学校への保護者の数等につきましては、学校だよりも掲載いたしますし、先ほど教育長が言われました校長会議等で報告を受けております。実際の数字等は今資料を持っていませんので紹介できませんが、各学校から報告は受けております。

それと、毎月定例で行っておる教育委員会の開催についてということですが、これは告示行為ですので、告示しております。

また、教育委員会のホームページにつきましては、確かにまだつくっておりませんが、町のホームページで対応しているのと、広報等もホームページに掲載してありますので、その中で教育の情報も、全部ではございませんが、提供している状況でございます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、ちょっと通告内容と違ったところがあったと思って、失礼しました。また、ホームページはできれば立ち上げて、また教育委員会開催は告示をどのようにしているか、後で教えてください。傍聴に行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

2番目、農作物の販路拡大について町長に伺いたいと思います。農業従事者の高齢化や他産業との所得格差などにより後継者が不足し、遊休農地が増加傾向にあります。そこで、農作物の販路を拡大し、生産者の耕作意欲を高めることにより遊休農地を解消する手だてになるよう、長瀨の地名を生かした販売施設を建設したらよいと考えますが、いかがかお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

このことにつきましては、担当課から答弁要旨を概要でいただきました。しかし、私も高齢者になりましたものですから、ちょっとこの文章でない、今いろいろ考えていることを申し上げて答弁とさせていただきますが、長瀬町の農業協同組合というのは、合併する前は秩父で一番農作物の生産量の人口比で多いところ、特に樋口の農業協同組合というのは圧倒的な力を持っていたわけであります。これが合併の弊害といえますか、合併、秩父が1つになったために、やっぱり中心は秩父市というような思いがあったのではないかなと思いますが、一番隅である長瀬町の農業の生産、販売量というのが断トツに低いような状況で今推移をしているという話を先日聞きました。

私も農家のせがれとして考えましたことは、長瀬という地名を利用した、議員と同じような考え方をもちまして、実は長瀬の地区に、議長からのこれはご提案でございましたが、2,000坪ぐらい広い土地が空いておりました、ブドウをつくっておったところが空き地となって、後の耕作予定がないという話がありました。これを秩父鉄道にお話をして、鉄道で車だとかそういうものを置くところと、それから農産物の販売をそこを一部お借りするような形でやってみたらどうだろうかという提案を鉄道へお邪魔をして申し上げました。今鉄道のバスの置いてあるところは、お客さんのバスの停留所にすればいいではないか、あそこから大勢の観光客がお見えになったときに、そこを拠点として、散策の一番のもとにバスを置くということがいいのではないかという提案を申し上げましたところ、鉄道でも、非常にいいご提案だから、考えますということをつい最近、ことしの秋の初めでしたが、お話を申し上げて、今検討中でございます。

そういうような状況で、農業生産が、特に農産物を取り扱っております農家の高齢化が進んでおることでも確かでありまして、毎年1回、懇親会に私も案内をされてお邪魔をいたしますが、非常に高齢化が進んでいることと耕地面積が年々減少している事実があります。そういうものを、いかにしてこれをもとに戻すかということについては、非常に人的な問題で大きなテーマになってくるだろうというふうに考えておりますが、しかし、そうだからだめだというようなことではなくて、先ほど申し上げましたような、長瀬というお客さんが大勢来るところを中心にして、農協がうまく鉄道の考え方とマッチするような形になれば私はいいのではないかと。1つの力だけでは当然できません。

農業協同組合も、今樋口にガソリンスタンドがありますが、これも5年前に閉鎖したいという話がありました。これを私は、ぜひそれは続けてほしいという願いをしまして今日まで来たわけでございますが、組合長の交代があったために、近々、その話によりまして、閉鎖をするか、セルフにするかというようなことで今検討しているという話も聞いております。非常に問題だと思っております、この辺も事前に農協にお話をしてみたいと考えておりますが、そういうような状況で推移をしている事実をご質問の内容とマッチングさせて、私たちも今検討を始めたところでございますので、もう少し時間をいただければありがたいと思います。

鉄道という名前は何回か出ましたが、やはり地域にある大きな公的な交通機関を担う企業としては、そういうものについての関心もお持ちのようでございますので、これを組むことについては問題はないというふうに考えておまして、今詰めを始めたところでございます。年明けにいろんなことについて結論に向けて進んでいきたいというふうに考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番(村田徹也君) 私、前日も遊休農地について、ソバをつくったらいいのではないかとトロロイモをつくったらいいのではないかというふうなお話をしたわけなのですが、実際問題として、町としての具体的な施策というのが、なかなかすぐには出ないと思いますが、見えてこないような感じがします。この販売所の建設というふうなことでお話ししたのですが、今町長さんにご答弁いただいたのですが、町としてそういうものをというお考えは今のところないということではよろしいわけですね。また、JAちちぶ長瀬さんについては、そういうものについてはJAちちぶ長瀬支店単独でやるものではないのだと、本部のほうでそういうのはやっていくというふうなことで、なかなかそれはJAちちぶ長瀬では難しいだろうというふうなお話をいただいてもおります。

1つだけ例を挙げさせていただきたいのですけれども、県内外で販売所ですか、道の駅等を経営とかやっていますが、花園の道の駅、JA直売所では、年間に、一昨年資料ですが、90万人の人が訪れています。そのうち70万人が直売所です。これは確かな数字ではないのですが、以前、10年ぐらい前、あそこの直売所全体で1日で売り上げるときは1億と、あの当時は植木も動いていましたから、という売り上げがあったということですが、例えば年間90万人出れば、1人1,000円使えばこれは9億円ですよ。そのくらいの収入は上がってくるということになります。花園の道の駅ですか、これは深谷市が80%出資しております。それから、JA、商工会が10%ずつということでは資金を出しておりますが、要するにこの職員は現在4人です。正規の職員は4人で運営しているというような状況になっております。

また、もう一点、ついでなので、済みませんが、川場村の道の駅、これはこの中にも行かれた方はあるかと思いますが、ちょっと話が飛びますが、日本じゅうで直売所が、これも一昨年ですが、1万3,538カ所あります。農産物の直売所が1万3,538カ所、セブンイレブンが全国でどのくらいあったかというのと、1万2,467軒、直売所のほうが多いのです。道の駅は日本じゅうで977軒、閉鎖したのが京都府の1軒だけです。道の駅登録は、これは国土交通省のほうになります。

さて、川場村の田園プラザかわば、川場村は人口が約3,900人、長瀬町の半分ぐらいです。この川場村には年間に92万人の観光客が訪れておりますが、そのうちの六十数万人がこの直売所、道の駅に買い物に寄っていると。そのうちの60%が、一、二時間かけて買い物に行っているという状況です。多分、多くの方が行かれたと思いますが、リンゴであるとかブルーベリーであるとか、または酪農製品であるとか、そんなふうなものを生産、販売していて、関東の道の駅では人気ナンバーワンです。建物にも随分経費がかかっています。

しかし、長瀬町でこれほどの予算を注入することはできないと思いますが、これも私の調べでは、一昨年長瀬町に228万人の入り込み観光客があったわけですね。その人たちの半数、100万人がもしその販売所、直売所に寄るとしたら相当のお金を落としていくのではないかと。ただ、今お店をやっている方とか、そういう問題もいろいろあろうと思いますが、できれば農業者の生産意欲をわかせるような販売所の建設、一考できないか、もう一度町長さんにお伺いしたいと思います。

○議長(大澤タキ江君) 町長。

○町長(大澤芳夫君) 今ご質問をした中身と私たちが考えたことが基本的に変わっていないなというふうにお聞きをいたしました。長瀬町で本気で農業をやっている人たちは、長瀬町の農協の販売所に持っていかないのです。みんな、皆野に持って行って、秩父にも。そういう状況で、長瀬町のところの場所的に、観光客が一番おいでになるところでないところに販売所があるということが大きな問題だったわけでありまして。

それを長瀬の、先ほど申し上げた、具体的にはまだ確定していませんから申し上げませんが、その広い2,000坪近い土地を使ってもらえないかというご提案をいただきました。これは非常にチャンスですから、町だけでできるわけではない、農協だけでできるものでもない、そういうふうに思ったものですから、鉄道の観光とマッチングさせる方法を考えようというふうに考えて、鉄道のほうにお話をしたわけでありませう。鉄道で一部利用し、その後を残ったところをいろんなものにする、その一部分を農産物の直売所にしたらどうだろうかということについては、方向性が決まる前に農協にはお話をするつもりでいます。多分、農協は樋口は閉鎖したいという思いを持っているようでございますから、そうなってきますと、一部の建物を民間の人にお貸しをするだけで、あとはセルフで残すか、残さないかというガソリンスタンドだけということになるわけです。そうしますと、やはり場所を変えないといけないだろう。このところに、隣に農協がありますが、ここも販売をするような形の建物になっていないということをお私はずっと考えておりました、これは長瀬に行くしかないだろう、長瀬のお客さんがいっぱい来るところに農産物の直売所をつくるということが大きな農産物の生産意欲にもつながるし、地域の活性化の一助にもなるだろうというふうに思っておってこの話を始めたわけでありませう。先ほどから申し上げますように、もうちょっと時間をいただいて、鉄道、農協と相談を進めていきたいというふうに考えておりますので、お時間をいただければありがたいと思ひます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今の町長のおっしゃった土地は、以前、多分、八潮さんが手に入れようと画策した土地でありますね。鉄道さんはその土地を八潮さんのものとされたくないというふうなところもあるかと思ひますが、できれば長瀬に近いところでないところに販売所を本当は設けたほうが、長瀬の観光という点ではいいのではないのかなと私は個人的に考えます。

さて、次の問題ですが、人口減少に歯どめをかける対策についてということですが、町の人口減少率は5.3%、ゼロ歳から14歳の人口比率は11.3%、生産年齢人口は57.9%となっており、県平均を大きく下回っていることから、人口減少が危惧される場所です。

そこで、耐震工事も終了し、リニューアルされている雇用促進住宅を有効活用するなどの人口減少に歯どめをかける具体的な施策の考えはないか、町長にお伺ひしたいと思ひます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

この問題につきましては、もうだれもがこれを非常に重要な課題として受けとめて、これから長瀬町をどうしようかという大きなテーマの第一歩がここに集約されているというふうに私は考えております。多分、皆さんも同様のお考えをいただひてのご質問だろうというふうに考えておりますが、いずれにしても、学校の耐震大規模改修、平成25年までというような計画だったようですが、とにかく前倒しをしようということで、22年度の3月の補正で組ませていただひて、つい最近、全校舎、体育館等々が耐震大規模改修が終わったわけでありませう。一部、第一小学校のトイレと教室の中、そういうものの整備がちょっと残っておりますが、それは微々たるものでありませう、これはおいおい工事が進むことというふうに考えております。

そういう中で、これはもう4年、5年前ですか、若者定住促進という条例を長瀬町でつくりました。そういう中で、いかにして若い者がにぎやかな声で活性化できるようなまちづくり、子供のにぎやかな声が聞こえるまちづくりというものを大きなテーマに掲げてやろうということの、来年度がスタートにしたい

というふうに考えております。耐震大規模改修が相当な費用がかかる予定でございましたが、これも前倒しをしたために国からの助成金等々をいただきまして、余り金を使わないで済んだという事実もありますので、とにかく若者定住促進条例をしっかり町の基本的な理念に据えていこうという考えでこれから進めたい、新年度に向けてまた皆さんに改めてこういう方針でいきたいということを発表させていただいて、皆さんのご意見も承っていただければいいのではないかと考えています。

それから、雇用促進住宅の問題は、私たちも、6年前だったと思いますが、5年前かな、雇用・能力開発機構ですか、そこから町のほうにご提案がありました。そのときはまだ耐震工事が終わっておりませんし、その住宅を使っている人がかなりいて、そのところを出たくないというような状況のお話が聞こえるときでございまして、長瀬町でそれを引き受けてほしいというお話がございました。しかし、耐震工事にどれだけかかるのかわからない、町のほうの建物も耐震工事ができていない状況の中でそれを優先するのは、ありがたいお言葉ですけれども、ただでいただけるということであれば、長瀬町としてはそれをお受けしようというお話を申し上げました。そうしましたら、ただというわけにはいかない、何億というようなお金のようなお話がありまして、それでは、まことに申しわけないけれども、もっと先にやるべき事案がございましてということで、残念ながらお断りをした事実がございまして。

そういうようなことがありまして、前の話とあわせまして、いよいよそういうことができるような状況になってきた、あの建物も耐震工事が終わっているようでありまして、ほとんど住まわれている方がおいでにならないというような状況でございまして。ですから、このことにつきましても、私たちとすれば、若者の定住を図る意味で大きなキーポイントを握っているだろうという思いを持っておりまして、この辺も、ご提案いただく前に、私たちもこのことを考えて、いろいろなことにつきましても、岩崎県議からもいろいろな資料をいただいております。それを検討中でございまして、たまたま同時に村田議員からのご提案、ご質問がございました。非常にありがたいお言葉でございまして、私たちもいろいろなお話を聞きながら、町としても積極的に動いてまいりたい、そういうふうに考えております。これだけではなくて、空き家の問題だとか、そういう問題も含めた総合的な定住促進のことを考えて、若者だけではなくて、お年寄りも定年後を長瀬町でゆっくり住めるようなことができないかということも含めた検討を新年度に向けて準備していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今町長に答弁していただきましたが、この問題は前回の議会で齊藤議員が質問されたかと思っております。そのとき、町長の答弁で、担当課を通して、どこが持っていて、どういう状況にあるのか、幾らなら譲ってもらえるのか調べ云々という答弁だったと私は記憶しております。今のお話を聞くと、そこまでいっていないのかなとちょっと思いますが、

雇用促進住宅、私も調べてみましたが、1961年に移転就職者の住宅確保ということで始まったわけですが、簡単に言いますが、入居にはハローワークの認定が必要です。原則2年間ということ、1981年に改正されまして、引き続き入居もさせると、再契約可能というふうなことになりました。1981年現在で67%が長期入居者であったと、その後、平成13年に雇用促進住宅は廃止ということが閣議決定されました。今年度、平成23年までに半分を閉鎖すると、平成33年度には全廃ということを打ち出しました。しかし、平成20年度末の不況に伴い、これを今管理している独立行政法人雇用・能力開発機構というところでは、譲渡、廃止を決定された雇用促進住宅も活用できるようにと再度変更されました。このことは、私も当局に電話をして確認しましたが、そのような答弁でした。

余談ではありますが、平成13年から20年までに、この日本じゅうの施設に対して1,400億円、耐震化とかそういうものでリニューアルしたわけです。そんなこともあり、またこれを活用していくということも出たのではないかと思います。

この長瀬町では、あの施設は2棟40戸入居できます。これに関して、幾らで売ってくれるのかというふうなことをやはりもう一度折衝していただいて、安い金額であれば、耐震化も終わっているの、町営住宅として活用できるのではないかなと思います。また、それが不可能な場合には、引き続きあの施設を使うと当局で言っているの、それに対して入居を促進するように陳情をしていただくと、そんなふうなことをしていただければ人口減少に歯どめがかかるのではないかなと思いますので、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私たちも調査をした結果、そこまでまだ状況を把握しておりませんでした。非常に具体的な、質問ではなくてお答えをいただいたような気がいたしまして、これを、ぜひ村田さんにもこの中に入っていて、私たちも積極的にこのことについては有効活用したいという考え方を基本的に持っておりますので、いろんなことにつきましての中身を教えていただけるものにつきましては、私たちも資料を持っているのですけれども、そこまでの資料がございませんでした。ですから、古いといえば古いのしょうけれども、そういうこともありますので、有効活用ができるということであれば、早手を挙げて行動に移っていきたい。お金の問題等々もございと思いますが、最初のときは非常に高い金額で、とても手が出ない、耐震工事もやっていないというような状況でお断りをせざるを得なかったという状況があります。今度はそういうことで、今のお話でありますと希望が持ててきたな、そんな思いを持ちますので、中身についてもいろいろおわかりになることがありましたらお教えいただいて、私たちも積極的に動いていきたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 時間も差し迫ってきましたが、もう一点だけ事例を紹介させていただいて、今度は副町長に答弁をお願いしたいと思います。

長野県下條村というところがありますが、1970年に4,097人であった人口が約3,800人に減り、村当局の独創性ある取り組みにより、2010年には4,202人に増加しました。今現在は四千百何人だったのですが、村長を先頭に次々と政策を打ち出し、今では日本のモデルと言われるまでに村を再生しました。その目玉は、やはり若者定住政策です。若者定住として、家賃3万6,000円の住宅を20棟120戸、一戸建て48戸を建設しました。この住宅は、村各地に散在して建てられております。ほかにも、言いにくいことですが、役場職員の削減による財政支出の削減、ゼロ歳から15歳児、本町もやっていますが、医療費無料化、保育園園費20%削減、75歳以上老人医療費半額補助、道の駅、図書館、図書館は7万冊の蔵書があります。文化ホール、介助、娯楽施設つき保健センターなどの文化施設、保健福祉施設などがあります。

さらに特筆すべきは、これが一番問題だと思いますが、住民自治の確立がしっかりできております。実際に現地へ赴き、その様子を目の当たりにすれば理解できるかと思われま。テレビでもよく紹介されております。この下條村には、年間100件程度の自治体の見学要望が来ているそうです。現在では制限を設けているというお話です。百聞は一見にしかずと申しますので、長瀬町でも視察等をしていただき、研さんを積んで、長瀬町独自の若者定住あるいは人口減少に歯どめをかける有効な手段を考えて、行政に生かしていければいいのではないかと思います。また、若者定住戦略会議などを立ち上げてやっている市町

村もあるようです。

この下條村については、補助金、交付金を当てにせずということを含い言葉にやっていったそうですが、長瀬町で視察をしたりとか、そのようなことを町長、お考えいただきたい。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

多分、下條村につきましては、私が村田議員にこういうところがありますよという、ちょっと声をかけたところかなと思うのですけれども、私もぜひ行ってみたいと思っています。ただ、下條村につきましては、多分、決算額、決算の残額ですか、それを町営住宅に丸々回すと、そこに若者を呼び寄せているという事業をやっていると思うのです。町営住宅につきましては、国の補助をいただきますと網がかりまして、低所得者、年齢制限等、いろいろ制約があるものですから、多分、下條村につきましては、そういう制約をなくすために独自の予算で町営住宅を建てて若者定住をさせていると、このように私のほうでは理解しているのですけれども、ぜひ私も行ってみたいと思っていますので、機会がありましたら議員さんともども一緒にお供させていただければ、私も視察してみたいと思っています。公用車で行くのですから、そんなに予算もかかりませんし、ぜひ一緒に行かせていただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 事業継続計画の策定について総務課長にお伺いしたいと思います。

第3回定例会で、事業継続計画の策定は、防災計画との関連性を考慮し、他市町村の状況等も見ながら検討することでしたが、その後どのように進展しているのかお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、事業継続計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

質問にもありましたように、6月定例議会で回答させていただいておりますが、現時点でも地方公共団体の計画策定は十分に進んでいないようでございます。特に震災関係においては、47都道府県のうち策定されているところが15団体、埼玉県内の市町村においては、ことし9月時点で策定済みはゼロと県から伺っております。また、今年度中の策定もなく、平成24年度策定予定が22団体、25年度以降予定が29団体、今のところ策定しない予定のところも12団体あるようでございます。他団体においても、その重要性は認識されているものの、参考となる団体もなく、事業量も相当見込まれるため進んでいないと推測されます。

そんな中、先日、埼玉県から県の計画のノウハウを提供するほか、実践的な演習を通じ、市町村の事業継続計画の完成を目指すための策定予定状況調査がございました。当町では、県の支援を受けることでなるべく早く計画を策定したいと回答したところでございます。このように、県の支援を受けながら、震災関係の事業継続計画はなるべく早く策定したいと考えておりますが、震災関係のほかにも情報システム関係もでございます。その情報システムに関しましては、現在、地方公共団体における業務の大部分は電子機器を用いて行っておりますため、情報システムに関する事業継続計画策定の必要性はさらに高く、総務省からはガイドラインも示されております。当町における情報部門の事業継続計画の策定作業につきましては、ガイドラインに沿った形でできれば全体的に進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今の答弁をお聞きしまして、余り進んでいない、まるっきり進んでいないというような状況だと思います。なるべく早くとか、そういうあいまいなものではなくて、ある程度問題意識を持って取り組んでもらいたいと思います。極端なことを言えば、いついつまでにこの計画をする、というような計画性を持ったものにしていただきたいと思います。

県内の全40市で、今回の3月11日の災害で危惧される問題としては、初動時の職員の動員とか被害状況に関する情報収集とか市民への情報提供などが危惧される課題であると、それを踏まえて真剣に取り組む姿勢を持っているというふうに新聞等で拝見しております。当町も、他市町村がどうのこうののではなくて、まずは自分の町がどうのというような考え方を真剣に持ってもらいたいと思います。

それとまた、役場庁舎、昭和63年以降の完成のため、I s値もクリアしていると安心されているように見受けられます。しかしながら、建物というのは、時間が経過するとどんどん、どんどん傷んでいきます。なお、こういう建物でもクラックがあちこちに入っております。そういう状況を見て、これは危険な建物なのか、安心な建物かというようなチェックも必要だと思います。まず、自分の住んでいるこの庁舎が安全かどうかというようなものを踏まえて、製造者責任のもとチェックさせる必要があるのではないかと思います。そのあたり、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、なるべく早くとかということではなく、具体的にというお話でございました。先ほどの答弁の中に、一応3つに分けて県のほうの紹介の項目がありました。先ほど申し上げましたように、平成21年度中に策定予定、それから25年度以降に予定、それから作成しない予定という形で3つの選択肢がございました。その中で、当町におきましては、24年度中の策定を目指したいということで回答したところでございます。

それから、庁舎自体の安全性ということでございますが、これも確かに平成7年、8年にかけてつくられております。I s値も比較的高く、それから聞くと、地下が岩盤直結というような形で大分頑丈になっているようなことも伺っております。ですが、先ほど議員おっしゃられるように、完全に大丈夫なのかというようなことも検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、例えば役場の停電だとか、そういうような問題に対してはどのように対策しているのかとか、いろいろな問題があると思います。停電になったとき、一番困るのはコンピューター関係だと思います。情報も何も全部ストップしてしまうと思います。そういう面も踏まえて、停電時の対策とか、そういう身近な問題をよく考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

---

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

観光客を増加させる取り組みについて、地域整備観光課長に伺います。ことしの夏は、テレビ等の影響により、多くの観光客が長瀬を訪れ、商店街も活気ある毎日を取り戻しました。しかし、来春からも観光客がことしのように訪れてくれるのか懸念されるところであることから、観光客を増加させるための取り組みを実施してほしいが、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

大島議員ご指摘のとおり、来春からもことしのように観光客が訪れてくれるか懸念されるところであります。具体的な例を申し上げますと、平成21年にNHKの朝の連続ドラマ「つばさ」放映中の入り込み観光客と放映後の平成22年度の入り込み観光客数を比べますと、平成22年の観光客数が著しく減少したことはご承知のことと思います。このため、町と観光協会では、ことしの勢いを衰えさせることがないように、現行の施策の見直しと新たな集客につながる方策の検討を行い、それぞれ得意分野を生かし、県やほかの地域とともに、さらに連携を深めることによって観光客の増加を図ってまいりたいと思います。

具体的事業としましては、国の3次補正予算で長瀬を中心とした埼玉県に国際観光地化の促進のための面的言語バリアフリー事業の観光関連予算が計上され、既に事業が進行中であると県の担当者から伺っております。特に本年度、長瀬が「ミシュラン・グリーンガイド」に掲載されたこと、また秩父地域が日本ジオパークの指定を受けたことなどを起爆剤に、今後とも積極的な事業展開をするとともに、新しい観光客の集客はもとより、リピーター客を少しでもふやすために、宣伝活動を行うだけでなく、個々の観光施設の集客力を向上させることも極めて重要と思われるので、そうした点でも観光協会が主体となってレベルアップを図っていただけるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） ことしは、3月11日の、本当に悲しい出来事ですけれども、地震と、それから海に海水浴に行かないお客さんというのが長瀬のほうにすごく押し寄せてくること、それからここに書いてありますように、テレビ等の影響によりということで、都内から、山紫水明の田舎ということで、2時間以内で来られるというのがすごく、そういうことで観光客がふえたと思うのですけれども、観光客さんの話を聞きますと、それから商店街の話を聞きますと、お値段とか何かというのが、ここは観光地ですからという話をよく言うのです。「高いよね、食べ物がね」と、「そんなことないでしょう」と言っても、それは観光地だからという話も聞いております。

ですから、それはそれでということなのですから、来年のステップなのですから、博物館がリニューアルで今閉館中ですので、どこかいいところはありますかと聞かれたときに、博物館もあるよとかということも言えなくなってしまうのです。それで、宝登山神社といっても、宝登山神社が幾らミシュランに該当されたからといっても、いろんなところに行きますと、仏閣とかというのはいっぱい、もっともっと有名でということがあるので、そんなに、名前がいいからということですから、宝登山、宝の山ということで、皆さんが縁起を担いで来てくれるという人が多いと思うのですけれども、来年をどうするかということにつきましては、リピーター客を増加させるための努力というのがすごく必要かと思うのです。そして、長瀬の繁華街のところに行って聞いてみたら、「そんなことを言って、景気がいい、景気がいい、うんと客が来ているといったって、おれんちなんか通算すると赤字なんだよ。これからも大変なんだよ」と言うので、長瀬町にとっては税収の増加は余り期待できないのかなというのを感じています。

そして、国の第3次補正でということ、国際観光地化でということ、事業が今進行しているということにすごく期待するわけなのですから、何しろ、長瀬がこの勢いをずっと続けていってもらうための施策をどういうふうにするかというのを、やっぱり施策について口ではすごく簡単なことを言うけれども、実際にやってみるとすごく大変なのです。そして、机上論でこういうふうによければいい、こういうふうによればいいといったって、笛を吹いたって踊らない人だっていっぱいいるというのがすごく一番のネックというのは、要するに、長瀬は10時ごろにお店をあけて、4時までやれば、それで一年じゅう食っていけるのだからというのがすごくあるので、行政の人も観光協会の役員さんの方もすごく大変かと思うのですけれども、でも、観光客を増加させて、それでイコール税収に結びつけて、長瀬町が豊かになるような政策をどうにか皆さんで協議して話し合っ、そしてやっていただくことが一番望ましいと思うのですけれども、その考えについてもう一度お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

先ほど国の第3次補正で国際観光地化の促進のための面的言語バリアフリー事業を長瀬を中心に埼玉県が事業化するというようなお話を差し上げたと思いますけれども、その内容について若干説明をさせていただきますと、観光案内表示ですとか観光情報サイト、観光パンフレット、観光案内板、電車の乗りかえ表示等、日本語表記、あと外国のお客様をお迎えするので、外国語表記、4カ国語ぐらいになるかと思えますけれども、そういう事業を取り入れるということで早速事業を展開しておりますので、近いうちにそういう案内ができるかというふうに考えております。

あと、観光事業について、皆さんの意見を取り組みまして、お客様をお迎えする事業を取り込めないかというふうなご質問があったかと思えますけれども、先ほどの一般質問でも話ししましたように、協会ともこれから定例的に会議を持ちたいというふうに考えております。研修会等は協会で行うことになっておりますので、今お伺いしたような内容を協会との打ち合わせの中に盛り込ませていただいて開催をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、もう一個、ちょこっただけお願いします。

私は、長瀬町が発展するためには、税収を一番の目標にしなければ繁栄はないと思っていますので、そ

ちらのほうのことも本当にすごく重点に置いて、だけれども、人間というのは、研修会とか何かを行うわけです。その帰るときまでは、ああ、これでおれは頑張ってるぞと言うけれども、3日もするとまたじだらくな生活に戻ってしまうというのが人間の本性なのです。私が第一そうのように、きょう町長に何とかと言われたら、ああ、今度は頑張ると町長室から出てきて、それで二、三日するともうそのことを忘れてしまって、またじだらくな生活に戻るといような生活を送っていましたので、私だけではなくて、多分そういう方もうんと、持続というのはすごく難しいと思うのです。ですから、研修して、それがずっと持続して、そして長瀬町にお客様がうんと来てくれて、税収が上がることを望んでいますので、ぜひ頑張ってやってほしいと思っています。

次に、2番の花の里について質問します。また同じ地域整備観光課長でよろしくをお願いします。花の里のハナビシソウは、近年、連作の影響からか、花に勢いがなくなり、見ばえも悪くなってきたことから、入園者に代金をいただくだけの価値があるのか疑問に思います。栽培する植物を変更するなど、花の里の魅力をさらに高める工夫が必要ですが、考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、ハナビシソウは、天候不順や連作障害の影響により、花の見ばえは年々劣ってきております。花の里は、平成16年度にプラム園から転換したものであり、平成17年から毎年初夏にはハナビシソウを咲かせております。

この土地は、プラム園として利用されていた当時から、粘土質でれきが多いなど土壌条件の悪い箇所があり、樹木が育たない場所が点在しておりました。これを改善するため、毎年どのように土壌改良すべきか、関係者の意見を聞きながら土壌づくりを行うとともに、連作障害を抑制するため、ハナビシソウ以外の季節にはコスモス、ポピー、ヒマワリなどの別の品種を栽培するなど調査、検討を重ねてまいりましたが、自然相手であり、毎年同じように花を咲かせることは大変難しい状況にあります。このような中、少しでも見ばえのよい花が咲くようにと関係者と協議し、この秋には牛ふん堆肥などの土壌改良資材を投入するなどの対策を講じております。

花の里づくり実行委員会の方針としまして、初夏にハナビシソウ、梅雨の時期にアジサイ、秋にはコスモスを主体に栽培することとされておりますが、ご指摘のような内容を実行委員会としても議論し、見ばえのよい花々が四季折々に咲き、訪れる観光客に喜んでいただけるように、ボランティア会員の皆様や関係者のさらなる積極的な参加と栽培管理協力をいただきながら、引き続き花によるまちおこしに努めてまいりたいと考えております。

なお、入園者からいただく協力金につきましては、花の状況等を見ながらお願いしていくよう検討をさせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） ハナビシソウ、アジサイ、コスモス、3つもできっこないのです。二兎を追う者は一兎をも得ずということですので、土壌をいっぱい使い過ぎるとまたいい花が咲かないということです。

それから、牛ふんと堆肥でといっても、粘土質のところへ幾ら入れたって、そんなにはよくなりません。いっそのこと、土壌をその上に、土をぶっ込んだ上に乗せたらどうですか。そのほうが私はいい花が咲くと思います。もしハナビシソウを連作ですずっとやっていって目玉にするのでしたら、そのくら

いの覚悟をして、その上に30センチなり、金額的には、補助金か何かでもらえるものがあつたら、農業のほうの補助金でももらって、その上にするのが一番いいと思うのです。

それから、入園者に代金をいただくというのが、協力金だからいいのだよとかということがよくあるのですけれども、そこに箱が立ってあつたりとか、そこにいれば、きのう、ええっ、こんな場でも200円取るのと言つても置いていくというのがあるのです。この間、見に行つて、写真もこのところに、カメラに撮つてはありますけれども、ええっ、これで200円取る価値があるのと。だけれども、協力金だから当たり前なのだいという、やっている人たちの気持ちが、発想がそういうのだと長瀬の価値を随分と下げることになりますので、そのところはいつそのこと、すごく太っ腹な気持ちになつて、ことしの花はだめだからいいや、協力金なんかなくてもいいから、赤字になつてもおれたちは我慢する、武士は食わねど高ようじというぐらいで我慢しようというふうな、来年は、ですから、いい花が咲かなかつたときにはそのぐらいで、無料でもいいから来てくれないと言へば、違うほうのお土産屋さんとかお店をやっている方のところが潤う、200円の分を、だからそのために200円分使つていつてくれないというぐらいの、もしだめな場合にはそのぐらいの太っ腹なことはどうでしょう。地域整備観光課長ではなくて、今回はそういうことで町長にお聞きしたいと思います。太っ腹をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 太っ腹かどうかわかりませんが、当然そういうことがあつていいと思うのです。咲かない花をお金を出して見るとする人は多分いないと思います。ですから、皆さんに努力をしていただいて、気候だとかそういうものによつて花が咲く、咲かないというのは大きな左右をされることがあると思いますから、この辺もしっかり対応するためには何から始めたらいのかというのをもう一回原点に戻つてやつていただくのがいいのではないかなと私は今質問をお聞きしながら考えました。ここを主体的に運営している責任者もこの中においででございますので、そういうこともお互いに話し合つてやつていつていただくように期待をしたいと思つています。そういうことで、答弁とかえさせていただけます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 花の里についてなのですけれども、その近辺にユリの球根をすごく植えたと言へますけれども、今現在はイノシシに食われたという情報とか何かというのはないのでしょうか。そこだけお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

ヤマユリのイノシシによる被害は今のところございません。防護策としまして電気さく等を設けておりますので、常時電氣を通しておりますので、イノシシによる被害は現在のところありません。

以上です。

○6番（大島瑠美子君） では、3にいかせていただきます。

マイコプラズマ肺炎の予防について、健康福祉課長をお願いします。ことしの風邪の傾向として、マイコプラズマ肺炎の流行のおそれが……

○議長（大澤タキ江君） ちょっと待つてください。挙手がなかつたので。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 済みません。

それでは、健康福祉課長にお尋ねします。マイコプラズマ肺炎の予防について。ことしの風邪の傾向として、マイコプラズマ肺炎の流行のおそれがあると言われています。マイコプラズマ肺炎は季節性の感冒と似ており、そのため診断がおくれることがあります。主な症状は、せきが激しく、重くなれば命の危険もあり、乳幼児、低学年児童、高齢者には特に注意が必要ですが、当町での予防対策を伺います。

再質問したくないので、詳細に細かく答弁してください。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） マイコプラズマ肺炎の予防についてのご質問でございますが、マイコプラズマ肺炎は、初秋から冬にやや多く、せきやくしゃみを介してマイコプラズマという病原体が体内に入り込むことで感染し、症状は長期間せきや発熱が続き、重症化することもあり、潜伏期間が二、三週間と、インフルエンザなどほかの呼吸器疾患に比べて長く、幼児や小学生の発症が多い感染症でございます。

国立感染症研究所の感染症発生動向調査、週報において、11月14日から20日の受診患者数が1 定点医療機関当たり1.26人となり、調査を開始した平成11年以降過去最多となり、マイコプラズマ肺炎が流行しているようでございます。患者数は、ことしの6月下旬以降、過去と比べて最も多い状態が継続し、累積患者数も既に過去最多だった昨年の年間患者数を上回り、都道府県別では埼玉県が最も多く、年齢別では4歳未満が36.6%となるなど、患者の8割が14歳以下となっております。

また、埼玉県感染症発生動向調査においても、マイコプラズマ肺炎患者の報告数が例年に比べて多い傾向にあるとの公表があり、埼玉県疾病対策課からは、12月1日付で「マイコプラズマ肺炎などの感染症に対する予防の周知徹底について」によりまして、風邪やインフルエンザなどの感染症と同じく、手洗いの励行、うがい、せきエチケットや規則正しい生活で体調を整えるなど、感染症予防に努めるよう通知があったところでございます。これを受けて、町としましては、町内の保育園、幼稚園、小中学校等に対し、注意喚起の通知を行いましたが、引き続き発生状況や国、県、他市町村の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 健康福祉課のほうには、乳幼児、14歳以下の子がすごくかかるということで、老人は案外とかからないということを知っています。そうですので、今、学級閉鎖ということは、流行性感冒ではないですから、多分ないと思うのですけれども、今長瀨町はそんなに、聞くところによるとまだ少なく、聞いていないのですけれども、今のところは、そうしますと、健康福祉課、それから教育委員会のほうの、さっき言いましたように、いろいろと指導とか何かがよくいっているからと善意に理解して、そしてこの質問を終わりたいと思います。ないのですよね。今返事で、これでやったから、もういいです。では、それでわかりました。

次の質問、平成24年度当初予算編成について町長に伺います。平成24年度は、景気の低迷が続いていることから、税収の伸びが期待できない状況ですが、当初予算編成に当たっては、次代を担う小中学生のための施策と今まで町を支えてきた高齢者のための施策を実施するよう配慮してほしいが、考えを伺います。早口で言いましたけれども、わかりましたでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今議員がご質問をいただいた文章をそのまま答弁としてもいいようなことを考えておりまして、やっぱり同じ町の町民だなという思いを深くしました。

ご質問の中にありますように、学校の耐震大規模改修が終了いたしました。そういう中から、先ほどから何回も議員の方にお答えをしておりますように、子供のにぎやかな声の聞こえる町、それからお年寄りが安心して住める町、そういうものを大きな主題として、24年度は計画を立てて進めていきたいというふうに考えております。

子供のことにつきましては、子供さんをよその町からということも含めて、長瀬町が呼び込めるような魅力のある町をつくる、そのために、子供の遊び場につきましては、来年度3カ所つくりたいということを中心に考えて今準備を始めたところでございます。これは絶対にやるという思いを持っております。金額的には大したお金ではない、学校の耐震工事から比べたらほとんどごみみたいなお金でできるわけですから、これは私が絶対にやりたいという大きな問題の一つに掲げました。それから、お年寄りが元気に、それはお互いに複合的に、子供とお年寄りが同じ場所で遊んでもいいのではないかな、そういう思いを持って、そういう場をつくりたいという思いになっているわけでありまして。

それと、一番、1つ問題なのは、税収の問題が24年度、震災の翌年ということもありますし、ヨーロッパを含めた金融恐慌に近いような状況が推移をしております。これはいずれ、年が明けて予算を組む、新年度が始まるころには日本もその渦中の中に入らざるを得ないのではないかという心配があります。しかし、それをいかに避けて通れるかというのは国政の問題であります。今の民主党の政権でそれができるかどうかというのは大きな私は不安材料でございますが、そんなことは考えてもしょうがない、とにかく町の基本的な考え方は、先ほどご質問のあったようなことを中心にやっていきたいというふうに考えています。それが町の人口減少の抑制にもなるというふうに思っております、これは頑張っけてやっていきたい、そういうふうに思っております。

それから、予算の執行に当たりましては、厳しい状況をはっきり把握ができて、そしてその上で予算の執行が十分できるような、お金を自分の町だけということではやるということについては、これは不可能に近い状況であります。私が就任した直後、県のほうに行きましたら、ある幹部職員が私のところへ来て、「長瀬町は補助金の使い方がまことに下手ですね」と言われたことを今でも思い出します。ぜひ、そういうことから考えて、職員にももう一踏ん張りしていただいて、そういう制度に乗った補助金というのはいっぱいあります。それを上手に使うような前向きな検討をやっていただくように、これからは課長会議を月に1回ぐらいやって、そういうことの軌道修正なり、考え方の意見の一致を見ながら、全員一致の町政をしていきたいというふうに考えております。ぜひご指導をよろしくお願い申し上げます。

そういうことを考えておりますが、しかし、時の流れ、それから時代の流れというのは、変化の激しい時代でございますから、それをいかに乗り越えるかには、やはり町の職員が一致団結して行動ができる、それに尽きると思っておりますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 人生80年といいますけれども、40年は一生懸命働いて、40年はみんなにおんぶするという年代が、小中学生のための、20歳未満、それから60歳以上の、ゆったりと人生を送りたいというのが高齢者のための施策、その他の20歳から60歳までは一生懸命働いて、一生懸命頑張っけてやれというのが人生80年台の目標ではないですけれども、普通に考えると、40年働いて、40年は皆さんにおんぶではないですけれども、そういうふうにしてもらいましょうということなのです。そうなのです、現役の20歳から60歳の人たちの今すぐく労働条件だとかなんとかというのが悪いのですけれども、そのところを、その人たちからお金を取ったり納めてもらえばいいというだけではなくて、今町長が言いましたように、補

助金でも何でももらえるものはどんどんもらって、そして小中学生とそれから高齢者、本当に、高齢者は体が動かなくなればなるほど口うるさくなるので、本当に大変だなということを私はよく知っています。そういうのもうんとやりましたから、そういうのをよく知っているのですけれども、でも、そういう方は、自分を育ててくれたということもありますので、大事にしなくてはならないと思っています。ですから、各個人でもできなくなったときには、町が随分と手を差し伸べて、そして幸せな老後をみとれるような施策をぜひつくってほしいと思いますので、もう一度町長に、再確認ではないですけれども、ひとつ答弁をお願いします。だめ押しの答弁です。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、20からの40年間と言いましたが、40年間では済まないのではないかなと思います。それは何でかという、今の政権の中で年金の支給年齢を68歳まで上げたいというような、そういう内部で話し合いとか、格闘とか、そういうものが行われてきているということもテレビや新聞で聞きます。そうすると、20歳から働くと48年間という、そういう長きにわたるわけでありまして、その辺も含めてこれから考えていかなければいけない。それから、皆さんに納めていただく税金をいただいて町の仕事をやるわけでございます。そういうことから考えますと、税金の納めていただく気持ち、しようがないから納めるかというのが、そういうことになってしまうのか、それとも町が一生懸命やっているから税金を納めようという納めていただけるのか、そういう問題が大きなテーマの一つになるだろうと思います。

おかげさまで、今、税金が長瀬町は70%台で推移をしました。それが90%をようやく超えるような状況になりまして、去年、おととしと県のほうで表彰を受けたわけでありまして。表彰を受けたというのは、特別優秀だから受けたわけではなくて、前の徴収率が悪かったから、よく目立つということだけで表彰を受けた、知事にもそのことを言いました。だから、ありがたいではなくて、「1番になることを考えてやります」という話したら、「へえ、できるかね」「やってみなくてはわかりません」、そんな話を知事としたことを今思い出しました。そういうようなことがあって、住民の人が気持ちよく納めていただくようなまちづくりというのが大切、それに尽きるのではないかな、そんな思いを持って、これからも職員を督励して頑張っていきたい。

納めていただく人よりも職員の給料のほうがずっと高いというような状況であれば、それは軌道修正をせざるを得ない。その辺のことについても、来年度は一つのテーマになるだろう。それをやるか、やらないかというのは、そのときになってみなければわかりませんから、今申し上げませんが、そういうような思いも持ちながらやっていかなければいけないだろう。給与を多くもらって、休みが多いというのが公務員だということをよく言われます。そういうことのないように、職員にも頑張ってもらえるように督励をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 今町長が職員のことを言いましたけれども、職員の給料は、うんと給料が安いから、もうそれでいいと思います。だから、給料以上の働きをしろとは言わないけれども、給料以下の仕事をしないように、ぜひ町長、叱咤激励して、頑張って、町の運営をよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 通告に従い、質問させていただきます。

1、物品等の購入について総務課長にお尋ねいたします。景気の低迷や消費の減少などから、町内の商店等は厳しい経営状況であると聞いています。このような中では、町で使用する物品等は町内業者の活性化のために極力町内で購入するよう配慮することが必要ですが、どのようなお考えかお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、物品購入についてのご質問にお答えいたします。

庁舎内で使用するほとんどの消耗品でございますが、総務課でまとめて町内業者へ注文し、購入しております。購入する際は、予算の有効な活用や購入後の管理に配慮いたしまして、数種類あるものにつきましては極力1つに統一して購入するようにしております。また、各課が事業等で必要とするような消耗品につきましてはそれぞれで注文しておりますが、購入する際には町内業者から優先して購入するようお願いしております。消耗品以外に関しても町内業者から優先して購入したいと考えておりますが、町内業者からでは手に入りづらいものもありますので、この場合は町外業者から購入しております。このように、物品の購入に関しましては、町内業者から優先して購入するようにしておりますが、議員ご指摘のように、景気の低迷や消費の減少などにも配慮いたしまして、引き続き町内業者を優先してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 総論的な質問でありましたので、総論的な回答をいただいたところでありますが、これでは非常に見えにくいものもありますので、けさほど関連質問をいたしますよということでお願いしておきました件についてお尋ねいたします。

まず最初に、けさ、2番目に質問しました4番議員の公用車の購入についての質問の中で、地方自治法施行令ですか、その162条の2第1項2号の規定でやっているというふうに言われましたけれども、その規定を後で読み上げていただいて、私のこの質問の後、答えていただきたいのですが。それと同時に、長瀬町契約規則のほうもちょっと準備しておいてください。

それでは、けさほど具体的なことでこういうことをお聞きしますよと言ったことをお尋ねいたします。平成23年中（22年度下半期から23年度上半期）に買い入れた公有車両について次のことをお尋ねいたします。1、購入課及び経緯、経由印押印者、これは起案日、それから購入日も含みます。それから、車両名、納入業者名、車両価格、契約の種別、これは一般競争入札か随意契約かというふうなことで、それから予定価格、見積もり業者数及びその価格、それから納入業者の長瀬町物品等競争入札参加資格者名簿に登載された年月日を取りあえずお聞きいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、総務課関係でございますが、トータルで4台の自動車を今回購入してございます。総務課1台でございます。それから、健康福祉課で福祉健康担当合わせて残りが3台でございます。

経緯でございますが、庁用車につきましては、10年以上か10万キロ以上とか、そういう形で基本的に買いかえるというような形をとってございますが、総務課でいきますと、三菱、ミニカというものが、こちらが10年よりも、十七、八年たっております。それを1台購入する。それから、健康福祉課の1台につきましては、10万キロを超えているという車でございました。それで、残り2台につきましては、交付金を利用いたしまして購入してございます。

それで、あとは起案日とかという話も何かあったと思うのですが、4月12日に起案してございます。

それからあと、決裁でございますが、少しでも安くということで、4台まとめて総務課のほうで起案してございます。担当から主幹、そのラインを通してですけれども、主幹、それから私、それで町長のほうまで決裁をいただいております。当然合議でございまして、健康福祉課のほうにもいただいております。

購入した車両名でございますが、スズキのパレットというものでございます。

購入業者につきましては、先ほど4番議員のほうからの質問でも回答させていただいておりますが、スズキのディーラーというような形で、準ディーラーというのですか、という形のところから購入してございます。

全体的な車両の購入価格、諸経費も含んだ金額でございますが、119万3,186円でございます。

契約の種別ですが、随意契約でございます。

予算額につきましては、全体で124万1,000円でございます。

見積もり業者でございますが、4社依頼をしてございます。各メーカーなのですが、スズキ、スバル、ダイハツ、日産、この4社のほうに見積もりを依頼してございまして、そのうち1社が辞退されております。残りの見積もりの額でございますが、全体でいきますと126万4,680円と121万1,711円でございます。

それから、納入業者の長瀬町物品等競争入札参加資格者名簿の登載はされているのかということでございますが、されてはございません。

以上でございます。

〔「施行令の読み上げは」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号でございます。「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」この場合に随意契約ができるという形の規定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 4番議員のときもそうでありましたけれども、167条の2の第1項第2号を使って、結局、その内容の中の多分、物品その他の契約で性質または目的が競争入札に適しないというふうな文言のところを引用して、結局随意契約にしているのかというふうに思うわけであります。それで、予定価格や何かについても、また見積書の徴取についてもお聞きしたわけですが、一応形として整っているかなというふうには思わせていただくのですが、その中で町内業者、先ほどディーラーからの買入れ、または準ディーラーであったというふうなことであり、指名競争入札の登録もないというふうなことで、言ってみれば、うちのお客さんになってくださいという売り込みも何もないのをこちらから近づいていって、結局売ってくださいという形で4台まとめて買い上げたような状態ではないかと思うのです。

そして、結局、車というのは、実際のところ、町内業者にあってもディーラーからやはり同じような金

額で来るものだと思うのです。結局、ディーラーだから安いということではなくて、買いつ放しのディーラーであってはいけないと思うのです。やっぱり、車というのは信頼関係で、故障がした、ほら何だというときにも、やはり買ってもらってあれば、とことん責任持ったり何かして見てくれるわけですけども、結局、買うときだけ安くといえますか、安いというふうな発想でいくのかもしれないけれども、そのぐらいの金額は町内の自動車取り扱いのお店だって、ディーラーがその価格で参考であれば、うちらだってそれでやりますよということになっていくと思うし。

だから、そういうことで、さっきも言いましたけれども、4社の中にも町内の業者は入っていないのです。登録もされていない業者を指名して、そして競争をやっているということが、本来こういう公の財産を使つての物品購入に適しているかどうかということが言えると思うのです。やはり、一応登録をするということは、いろんな資料を整えたり何かしながら、結局、お客さんになっていただくと思ってしっかりとした売り込みをする、そういうふうなことから信頼関係で物を売ったり、買ってもらったりというふうなことになるわけなので。ですから、私は特殊な性質のものでもなかったと思うのです、この4台の車両というのが。先ほど、無理に随意契約に当てはめるためにそういうふうな形にしているのではないかというふうに思えるわけです。そして結局、全然、もう最初から町内の業者を外しているというところに非常に問題があるというふうに思うわけでありませう。

ですから、その性質を特殊性で外すのであれば、またはさっきの読んでいただいた施行令の中での後ろに、または目的が競争入札に適さないというものであれば随意でもいいですよということで、ですから、町内の業者に、4台買うのだったら2台ほど買ってもらおうではないか、この価格でどうでしょうという形で、町内振興のために、目的は十分そういう目的でできると思うのです。町内経済活性化、町内企業の活性化というふうなことを目的にすれば随意契約にもなじむと思うのですけれども、そういうふうなことの議論もないままいってしまったのかということと同時に、車は先ほど交付金で買えたというふうなことでありましたけれども、交付金というのは予算書に計上したり、しなくてもすぐに使ってしまうものなのですか。

私が見る限り、平成23年度の予算書に自動車購入費というのは、総務費、一般管理費の中に自動車購入費114万5,000円の予算しか載っていないです。ですけども、先ほど買われたスズキ、パレットに関しては、予定価格が124万1,000円で、買った価格は119万3,186円というふうに聞いたのですけれども、予算書では114万しかないのです。どこから持ってきたというふうなことでやったのかもわからないですけども。それと同時に、あと3台分については、ちょっと予算書に、どこを見ても載っていないので、その辺のことをお聞かせいただきたいし、とにかく町内の業者を全く外した理由はわからない。

それから、経由していった起案者並びに上級の役員といえますか、役場幹部の人たちが全然その辺に疑問を持たないで、町内の業者を入れようよと、入れなければおかしいのではないかという発想をだれも持たなかったのか、その辺のことを順次聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、随契でございませうが、先ほど午前中に4番議員さんのほうにもお答えしてございませうが、公用車の購入の場合については、各メーカーで自動車の仕様が違ふ、販売形態も多様であるため、性質または目的が競争入札に適さないもので、2号の随契を適用させていただいております。

また、公用車の購入時の町基準といたしましては、一般的に考えて、少しでも安い価格での購入が見込めるといふようなことから、郡内等の事業所がある各メーカーのディーラーから今までもとってございま

した。見積もりを徴収してございました。スズキのディーラーという形のものでございますが、平成13年以降、ディーラーという形で見積もりを徴収していたところでございます。ですから、今回も同じようにそちらに依頼して見積もりを出していただいております。その中で一番安かったところから購入したという経緯でございます。

それから、予算の関係でございますが、交付金の関係につきましては、22年度の繰り越しで、これは光交付金ときめ細かな交付金を利用いたしまして購入してございます。22年度から23年度に繰り越した事業でございますので、23年度当初予算には計上されておりません。

以上でございます。

〔「何で町内業者を入れなかったか言っていないじゃない」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 先ほども言いましたように、ディーラーというところから幾らかでも安く購入ができるという判断のもと、ディーラーから今でも見積もりを依頼して、安いところという形で購入してございます。ディーラーという形のもの町内にはないという形で今でもやってきてございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ディーラーは安いという発想のもとで入っていったところで、課長はどちらの業者を使って車等を買っているかわかりませんが、私は町内の業者に車を買ったときに言ったら、ディーラーが来て、そして結局、話をして、進めてくれて買いました、でも結局、最終的に町内業者の、一応は売り上げ総合計の中のいわゆる、直接にはなりませんけれども、ポイントになっていくとか、売り上げ実績になっていく、結びついていくというふうなことでありました。ですから、ディーラーは安いというよりも、ディーラーは町内の小さな小売業者もやっぱり大事な仲間とか、販売店であり、修理場所なのです。ですから、同じような金額でやはり小売店に回してくるのが普通のディーラーのやり方だというふうに聞いています。うちだけ安いよと、そうしたら、結局、みんなディーラーで買うようになってしまわないですか。町内の業者から買う人はなくなってしまふ。

ですから、そういうことを含めて、結局、ディーラーは参考価格に聞いて、それで結局、こういうふうなことで、随意契約するから見積もりを出してくださいということでディーラーに言うのではなくて、一応こういう車はどのぐらいになりますかということで聞いておいて、町内の業者にそれぞれ聞いてみるというぐらいの配慮があつていいのではないですか。結局、町外の業者さんにみんな回してしまったら、町の業者の人は本当にかっかりですよ。税金だけ納めていて、結局、登録しようと思えば、税金が完納でなくてはいけなとかいろんなことを書いてあるというふうなことでありながら、結局何の指名も受けない、結局、ただ壊れた車、または車検の車を回してくることがあるぐらいというふうな状況になっているかと思うのです。そういうことから、しっかりとやっていただきたいということから言っただけです。その点回答してもらいたいし、先ほども言いましたけれども、各判こを押した人たちが順次、どういうふうな感想を持っているか、それもお聞きしたいと思います。

それと同時に、物品で、役場の庁舎の中に関しては総務課で取りまとめて、できるだけ同一品を安くというふうな話でありましたけれども、私が前に監査委員をお世話になっているときに、小中学校等の物品、消耗品の買い入れもありました。それが非常に、町内の業者さんも利用されていますけれども、町外からの品物も、これは町内からも買えるのではないかなというふうなものも含めて、学校独自に任せているのかもしれないけれども、少し歯どめがないとか、そういうふうなことも感じましたので、学校関係と

いうと3校あり、中央公民館を含めると公的なところでは4つになりますか、そういうふうなことも含めてお聞きしたいと思うのですが。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 先ほども回答させていただきましたが、公用車購入時の町の基準というので、通常、一般的に考えて安いだらうという、ディーラーということ、以前からディーラーをとということで進んでいるようでございまして、それが夏ごろだったでしょうか、町内の販売業者からも役場に集まっていたいてお話を伺いました。そうしたところ、朝の答弁でもさせていただいたように、我々でも変わらない金額は提示できるということを伺っております。そのため、必ずしもディーラーが安いということではないのかなということで、今後につきましては町内の販売業者の方からも見積もりをいただくという形で回答しているところでもございます。ですので、次回からはそのような形で購入したいと考えております。そういう面で、町基準にのっとってやっているという形でございます。

それから、学校関係の消耗品の関係でございます。総務課のほうからは、教育委員会のほうにはお願いするという形で言っておりますが、教育委員会のほうも各学校のほうにその旨お願いしているのだと思うのです。そのような話も伺っております。学校につきましては、多分、消耗品なんかを買う、これは多分になってしまうので、余り私のほうからも言えないところなのですが、教材業者なんか来ていますから、頼みやすいところもあるのではないかとことを思っております。引き続き、かといって、そういうことではなく、町内業者のほうから購入をしていただくよう再度お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 課長のほうから来たときに、課長の後、私が判こを押しましたので、判こを押したときの状況等についてご説明を申し上げます。

課長が来たときには、従来から公用車の購入につきましてはディーラーから見積もりをとるという基準があると、車検については町内業者というふうなお話の中で、特に私としては疑問は持たなくて、従来からやっていたとおりの方法で決裁を上げていますよという話を聞きまして、決裁をしたところでございます。したがって、特に町内業者だとか町外業者だとか、そういう疑問はその時点では持たなかったです。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私も、今振り返ってみて、確たるものがないですけれども、ディーラーとかそういう話は確かに聞きました。だけれども、長瀬町にディーラーというのがないという話もたしか聞いたような記憶があります。そういう中で、とにかく地元を優先するよという話はたしか申し上げましたが、起案をしてきたものについてはそのまま判を押したというのが、今振り返ってみるとそういう思いでございまして、当然町の業者が入っているなど、全部見なかったのが悪かったといえばそれまでなのですが、業者が入っていないという認識はなかったような気がするのです。後で聞いてみたら、ディーラーということになって、長瀬町の業者は入っていないという、非常にある意味ではめくら判を押したというふうな形になりますが、これからは地元優先ということ、今までもずっと言ってきましたし、これからも当然そうあるべきだというふうな考えておりますので、このことについてはしっかり反省してやっていきたいというふうな考えております。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ようやく前に進み出したかなという回答を得たところなのですが、ぜひ、長瀬町の公の資金を使うわけで、安いから、安いからといって全額外に持ち出してしまうのではなくて、ぜひ、このぐらいでどうですか、これになりませんかということを含めて町内の業者を活性化させていただきたいと思うのです。やっぱり、町が何も買ってくれない、町は何もやらせてくれないということであつたらば、業者にしても町民にしても、みんな元気が出てこないの、ぜひ町内、町民活性化のために活力を与えていただきたい。そういう上から、いろんな買い上げ、またほかのことにつきましても、積極的に町を生かす、利用するというふうな方向に転換していただいて、進んでいただきたいというふうに私は思います。これ以上やっても押し問答になってしまったりしますので、一応引きますけれども、ぜひその辺のところをよろしく願います。

先ほど申し上げていた、教育委員会関係からは回答をいただきませんが、総務課長も言っていましたけれども、ぜひ、監査の状態の中で、見ている中で非常に、あれ、これは町の中でも買える、このぐらいで来るのではないかなというふうなものも結構あったように記憶しています。そういうことも含めて、町の職員全体が、我々もそうなのですけれども、できるだけ町内で間に合うものは町内で買い物をしたりして行って、少しでも大きく長瀬町が活力が出るように、活性化されるように祈っていきたいと思います。

私は最初、167条の2項の1号のほうでやっているのかなと思ったのです。そうしたら、結局、随意契約が、80万超の買い物であったから、これは随意に該当しないなというふうに思ったのですけれども、2号で来られたので、それだったら目的が町内振興ということにすればできるのにな、何でこっちではなくて性質のほうでいってしまったのかなという、非常に疑問を持ったから、こういうふうな質問をさせていただいたのです。ぜひ、町民、町内に活力を与えてください。よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時30分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第43号から議案第53号までの11件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第43号 長瀬町自転車等の放置防止に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第43号 長瀬町自転車等の放置防止に関する条例の提案理由を申し上げます。

公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、歩行者等の通行の安全を確保し、良好な環境を保持するため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第43号 長瀬町自転車等の放置防止に関する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、歩行者等の通行の安全を確保し、良好な環境を保持するため、この案を提出するものでございます。

新規のものでございますので、条例をごらんいただきたいと存じます。第1条の目的でございますが、先ほどの説明と同じように、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定め、良好な環境を保持するためのものでございます。

第2条の定義でございますが、第1号で自転車、第2号で原動機付自転車、第3号で自転車等、第4号では公共の場所、第5号では利用者等、第6号では放置の定義を規定したものでございます。

第3条、町の責務でございますが、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発など、総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努めるものとするものでございます。

第4条、自転車等の利用者等の責務でございますが、利用者は公共の場所に自転車等を放置してはならない、1枚目の裏面になりますが、また所有者は住所や氏名を明記するよう努めなければならないとした規定でございます。

第5条、自転車等の小売業者の責務でございますが、自転車の小売を業とする者は、販売に当たり、所有者の住所や氏名を明記すること及び防犯登録を受けることを勧奨するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならないとするものでございます。

第6条の施設の設置者等の責務でございますが、第1項の公共施設、商業施設等の大量に自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置、管理する者、また第2項の鉄道事業者等は、自転車等駐車場の設置に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならないとするものでございます。

第7条の放置自転車等に対する措置でございますが、公共の場所に設置した自転車等の利用者等に対し、第1項では、駐車場または公共の場所以外の適当な場所に移動するよう指導することができ、第2項では、

あらかじめ町長が定めた場所に移動することができるとするもので、第3項では、第2項で移動する場合において、工作物に鋼索、ワイヤーロープでございしますが、等で連結され、移動することができないときは切断等の措置をとることができるということを規定したものでございます。

第8条の移動した自転車等に対する措置でございしますが、第1項では、自転車等を移動したときは6カ月保管し、また第2項では、保管したときは告示しなければならないとするものでございます。

また、右になりますが、3項では、告示してから6カ月経過しても所有者が引き取らないものや所有者の確認ができなかった自転車等は、法律の定めるところにより、所有権は町に帰属するものとするものでございます。

第9条でございしますが、施行に必要な事項は町長が定めるものとするものでございます。

附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、経過措置といたしまして、平成22年6月1日以降、協定書に基づき回収、保管している放置自転車につきましては、第8条の移動した自転車等に対する措置に限り適用するものでございます。

以上が議案第43号の内容でございします。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 我が町では、この自転車条例をつくってやるほど自転車が大きにぎわいというほどはないと思いますけれども、自転車の所有者の氏名を書いていなければならないという項目があって、もし名前を書かないで自転車を所有して乗っていた場合の罰則等は何かあるのでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 自転車に名前をとということでございしますが、こちらにつきましては努力義務ということで、努めなければならないとする規定でございします。特に罰則規定というものはございしません。

以上でございします。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 罰則がなく、名前は書いてほしいというようなことなのだろうと思いますけれども、例えば自転車を買うとき、自転車屋さんで保険に入ったり、秩父警察署に所有者の番号の届け出を出した、それだけではだめなのですか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 再質問にお答えいたします。

第5条で、自転車の小売業者の責務ということで、販売するに当たりまして、防犯登録等を受けるよう勧めるという形の規定もございします。そのほかに、所有者の住所とか名前とかを書いていたきたいという、4条の規定でございしますが、仮にどちらかに遭ったときに所有者がすぐわかるという形のために、住所、名前等を書いていただければ、より早くどなたかというのはわかるという形で、記入していただくようにということでの条文でございします。

以上でございします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございせんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 第6条のほうなのですが、公共施設、商業施設、娯楽施設等の大量に自転車

等の駐車需要が生じたところに、これは利用者の必要な自転車の駐車場の設置というのだけれども、これはどんなふうなところにそういう設置を今予定しているのですか。

それと、今、自転車というのは、一番利用しているのは駅なのです。樋口駅、野上駅、長瀬駅、上長瀬駅、駅あたりに設置する場所を設けるのが一番いいかなという気がするのですけれども、これはどんなふうな設置場所を考えているのですか。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、そもそも想定しているところは、駅あたりが主なものという形で始まっているかと思います。ですから、これから駅ができるということでもなく、例えば駅以外に大量に人が集まるようなところ、商業施設等ができたときにはこういうものを設けていただきたいという形のものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今でもあるわけですよね、駅もあるわけだし。それについて、実は樋口駅なんかもそうなのだけれども、非常に困っている、ちゃんとしたところがないから。そうすると、盗まれるのです。どこへいったかわからないというのが結構あるので、ぜひ、その監督というのですか、管理というのはきちっと、その辺はどう考えているのかお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 今のご質問で、具体的に樋口駅というところが出てきております。確かにあそこは駐輪場も設けられているかと思えます。

監督ということですが、この条例では、自転車等駐車場以外の場所ということの公共の場所という形になってございますので、そちらの、例えば鉄道で持っている樋口の駐輪場あたりですと、やはり今までどおり、樋口の駅、鉄道ですか、その辺で管理していただくという形のものでございます。ですから、今までと同じという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 長瀬町自転車等の放置防止に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法の改正に伴い、項ずれを改正する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、この条例で引用しております障害者自立支援法の改正に伴いまして生じる項のずれを改正する必要が生じたため、この案を提出するものでございます。施行日ごとに2段階で改正するため、公布の日から施行する第1条と平成24年4月1日から施行する第2条に分けております。

それでは、内容でございますが、参考資料の議案第44号、条例の新旧対照表、1条関係、それから裏面が2条関係になってございますが、そちらをごらんいただきたいと存じます。いずれも、第10条の2、介護補償の規定の介護補償は行わないとする施設及び種類を規定した第2号でございますが、第1条関係では、引用条文である障害者自立支援法の改正と同じように、第2号中、障害者支援施設の規定が「第5条第12項」から「第5条第13項」に、また生活介護の規定が「第6項」から「第7項」に繰り下がるものでございます。

また、裏面の第2条関係でございますが、やはり同じく、第2号中の障害者自立支援法「第5条第13項」に規定した障害者支援施設が、第8項を削除する改正に伴いまして「第12項」に繰り上がるものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第44号の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布され、同日施行されたことに伴い、長瀬町税条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第45号の長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方税法の一部を改正する法律及び関連特例法等が改正されました。このため、長瀬町税条例を改正する必要が生じたので、議案を提出するものでございます。

それでは、長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。恐縮でございますが、お手元にご配付してあります参考資料、議案第45号、長瀬町税条例新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。初めに、第95条のたばこ税の税率でございますが、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げに合わせて、国税において課税ベースの拡大が行われたため、県において増収が生じるため、市町村との増減収の調整をする必要があることから、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するものでございます。1,000本当たり「4,618円」から644円引き上げ、「5,262円」とするものでございます。

次に、附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割額の特例等でございますが、退職所得においては課税の特例がございます。退職手当の税額から10%控除する制度でございます。個人の町民税については、原則として前年中の所得に対してその翌年に課税する、いわゆる前年課税の建前をとっていますが、退職所得に関しては他の所得と区分して現年分離課税制度を採用していましたが、金利情勢等をかんがみ、退

職手当に係る個人住民税の10%税額控除を廃止するもので、附則条文が削除されるものでございます。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例でございまして、旧3級品たばこでございまして、1,000本当たり「2,190円」から305円引き上げ、「2,495円」とするものでございます。改正の趣旨は、第95条と同様な理由でございまして。参考に、旧3級品紙巻きたばこは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、うるま、バイオレットの6銘柄をいいます。

次に、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございまして、6月に専決承認をいただいた東日本大震災関連の附則条文の改正でございまして。改正につきましては、災害関連支出を数年にわたって支出するケースであっても特例の適用を可能とするため、用語の定義を明確化したものです。条文にあります特例損失額が改正後の損失対象金額と同義となる改正ですが、現行の特例損失金額は災害関連支出のうち申告書提出の前日までに実際支出したものを指していますが、改正後の特例損失金額は範囲が現行定義より広がります。このため、実際に支出されたものを控除対象とする必要があるため、損失対象金額という用語を新たに定義したものでございます。それに伴いまして、条文の文言を整理するものでございます。

次に、附則、施行期日関係でございまして、恐れ入りますが、議案第45号をごらんください。中段下の部分で、附則と下に施行期日とあるものでございます。附則の施行期日でございまして、第1条で、この条例は公布の日から施行し、次に掲げるものについては各号に定める日から施行されるものでございます。

第1号でございまして、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正規定は、平成25年1月1日に施行するものでございます。

第2号については、たばこ税に関する改正規定でございまして、施行期日、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第2条でございまして、町民税に関する経過措置でございまして、町民税の分離課税に係る所得割額の特例等の改正規定の適用前の取り扱いについて定めたものでございます。

次に、町たばこ税に関する経過措置、めくっていただきまして、第3条でございまして、たばこ税に関する改正規定の適用前の取り扱いについて定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第46号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第46号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉法の改正に伴う引用条文の改正や現況届の字句の整理を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第46号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、児童福祉法の改正に伴う引用条文の改正や現況届の字句の整理を行う必要が生じたので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条第3項中「第6条の2」を「第6条の3」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改めるものでございます。これは、引用しております児童福祉法が一部改正され、障害児通所支援の定義の条が追加となりますことから、条が1条繰り下がるものでございます。

続いて、事務の実態に合わせるため、字句の整理として、第8条第2項中の「その家庭に属する受給者の現況」を「その家庭の現況」に改めるものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、附則でございしますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉法及び障害者自立支援法並びに身体障害者福祉法の改正に伴う文言整理や住所地特例の取り扱いなどを改める必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございまして、児童福祉法の改正による文言整理、児童福祉法及び障害者自立支援法改正による障害児施設入所者に対する住所地特例の取り扱い、旧法指定施設の移行期間終了による条文削除、身体障害者福祉法の改正による住所地特例の追加などを改める必要が生じたので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。最初に、第3条の対象者の条でございしますが、第1項第1号イの全部を旧法指定施設の移行期間終了により条文を削り、新たに身体障害者福祉法の改正により住所地特例の規定を加えるものでございます。

次に、児童福祉法の改正に伴う文言整理でございしますが、第3条第1項第1号カ中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、また障害児施設入所者に対する住所地特例の取り扱いを改めるものでございます。

次に、裏面をお願いしたいと思います。第3条第1項第3号のすべてを「町長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者」に改めるものでございます。

次に、第3条第1項7号中、先ほどと同様でございしますが、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、また住所地特例の取り扱いを改めるものでございます。

次に、第3条第2項第2号の改正でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条文が繰り下がりましたので、「第6条の2」を「第6条の3」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改めるものでございます。

最後に、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は施行期日で、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項は、現在入所している施設等を退所するまでの間、対象者でないこととなった場合においても対象者とみなす規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第48号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第48号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町営住宅入居者の資格について、暴力団員の入居を承認しない旨の内容を盛り込み、町営住宅に暴力団員を入居させないようにするため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、議案第48号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりで、最近の社会情勢として社会全体で暴力団員排除活動を推進する機運が高まってきており、埼玉県でも、県民の生活の安全と平穩の確保、社会活動の健全な発展に寄与するため、本年8月から埼玉県暴力団排除条例が施行されております。このような背景に伴いまして、町営住宅入居者の資格を追加し、町営住宅に暴力団員を入居させないようにするため、所要の改定を行おうとするものです。

それでは、議案第48号の参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、対照表をごらんいただきたいと思っております。第6条でございますが、これは入居者の資格を規定する条文になっております。同条第1項の第5号のその者または現に同居し、もしくは同居する親族が暴力団員でないことを加えるものです。この暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であって、暴力団の構成員となっております。

第14条でございますが、14条は同居の承認を規定する条文になっております。第14条に第2項を加えるもので、町長は、入居者が町営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき、同居させようとする者が暴力団員であるときは承認してはならないとするものでございます。

第15条でございますが、15条は入居の継承を規定する条文になっております。同条第1項の次に第2項を加えるもので、町長は、町営住宅の入居者が死亡または退去した場合、その死亡時または退去時の入居者と同居していた者が入居決定者の地位を継承しようとするとき、入居者、権利者の地位を継承しようとする者が暴力団員であるときは承認してはならないとするものでございます。

第15条第3項でございますが、同条第2項が追加されたため、項が繰り下がるものでございます。

第43条でございますが、43条は不正入居者に対する明け渡し要求を規定する条文になっております。

同条第1項第4号の次に第5号の「暴力団員であることが判明したとき。」を加えるものでございます。

第43条第1項第6号から第8号でございますが、同条第1項第5号が追加されたため、号が繰り下がるものでございます。

また、同条第1項第6号の改正につきましては、第14条第2項、第15条第2項が加わったことに伴い、項の整理を行うものでございます。

同条第4項、第5項の改正は、同条第1項第5号が加わったことに伴い、号の整理を行うものでございます。

条例に戻っていただきまして、最後のページになりますが、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町営住宅に暴力団を入居させないようにするためというのは私も賛成です。

そこで、暴力団の見分け方についてちょっとお聞きいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例を改正した後に、埼玉県警察本部刑事部長と長瀬町長で合意書を締結する予定になっております。町長からの意見照会、警察からの回答等により確認をする予定です。

もう一点は、町営住宅からの暴力団排除に関しましては、警察官等の支援をする条項も設けさせていた

でございますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） もう一回だけ。

今のでいくと、聞いておきたいことは、入居しようとする人全員を例えば警察に照会して判断するのか、それとも町の許可を審査するところで、どうもこの人は人相が悪いから照会してくれとか、この人は見た目大丈夫そうだから照会はいいかという、そういうのでいいのですか。もう一点、そこを、済みませんが、お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の質問にお答えします。

この条例の対象は、先ほども説明させていただいたとおり、暴力団の構成員であるかないかを確認する必要がありますので、特に人相とかそういうことは関係ございません。入居しようとする者がどうかということで、全員の方の照会をする予定になります。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第48号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第49号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第49号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,843万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億1,439万円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、県補助金、基金繰入金の増額、歳出は、老人福祉費、道路新設改良費、教育委員会事務局費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第49号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,843万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を33億1,439万円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。8、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。第12款分担金及び負担金、第2項負担金、第1目民生費負担金の、9ページの一番右側の説明欄になりますが、老人ホーム等入所者負担金34万5,000円でございますが、人数の増加による負担金の増額となっております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の9ページの生活のしづらさなどに関する調査交付金11万円でございますが、新たに県から10分の10で歳入される交付金でございます。

その下の第2節児童福祉費県補助金の子ども手当システム改修費県補助金99万7,000円でございますが、システム改修委託料に充てるための10分の10の県補助金でございます。

また、第8節老人福祉費県補助金の埼玉県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金130万円でございますが、介護保険サービス事業所が自動火災報知器を設置するために伴う県補助金でございます。

その下の埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費交付金367万2,000円でございますが、コミュニティ集会所等、高齢者、障害者等の活動拠点や気軽に集える場所とするための10分の10の県補助金でございます。

次の第4目農林水産業費県補助金の埼玉县市町村森林情報緊急整備事業補助金8万円でございますが、簿冊の森林簿をパソコンに取り込んでの台帳整備のための県補助金でございます。

また、第7目教育費県補助金の地球にいいことチャレンジ事業費県補助金3万円でございますが、グリーンカーテンを設置したことに対する県補助金でございます。

次の第3項県委託金、第6目教育費県委託金の確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業県委託金10万円でございますが、新学習指導要領の趣旨を踏まえた学力向上方策の研究のための県委託金でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金の財政調整基金繰入金1,179万7,000円でございますが、今回の補正で歳入の足りない分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の第1節報酬から第11節需用費まででございますが、生活のしづらさなどに関する調査県交付金11万円を財源に、障害者の生活実態やニーズを把握する調査に係るものでございます。

第2目老人福祉費の第11節需用費52万9,000円及び第15節工事請負費98万6,000円並びに第18節備品購入費216万4,000円でございますが、10分の10の埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費県補助金367万円

を利用し、コミュニティ集会所等、高齢者、障害者等の活動拠点や気軽に集える場所とするため、大木小路区ほか3コミュニティ集会所に備品購入等を行うものでございます。

また、第13節委託料199万円でございますが、途中入所により人数が増加したための増額となっております。

第19節負担金補助及び交付金130万円でございますが、歳入される埼玉県介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金、同額を自動火災報知器を設置する介護保険サービス事業所に補助金として支出するものでございます。

第5目介護保険費の第28節繰出金133万2,000円でございますが、法定分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の第13節委託料99万8,000円でございますが、10分の10の子ども手当システム改修費県補助金を財源に子ども手当のシステム改修を行うものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費の第19節負担金補助及び交付金35万円でございますが、太陽光発電システム及び高効率給湯器の申請件数の増加により、それぞれ25万円、10万円を増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費の第18節備品購入費16万8,000円でございますが、埼玉縣市町村森林情報緊急整備事業補助金を財源に簿冊森林簿を整備するため、パソコンを購入するものでございます。

第3目林道費の第15節工事請負費176万4,000円でございますが、台風15号により被害を受けた林道の修繕をするためのものでございます。

第8款土木費、12、13ページをお開きください。第1項道路橋梁費、第3目道路新設改良費の第13節委託料254万円でございますが、大雨により冠水する箇所への排水路の測量設計委託料でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の第11節需用費、消耗品10万円でございますが、10分の10の確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業県委託金を財源に、新学習指導要領の趣旨を踏まえた学力向上方策の研究のための消耗品の購入でございます。

また、第15節工事請負費315万円でございますが、第二小学校駐車場の雨水対策をするためのものでございます。

第2項第一小学校費、第1目学校管理費でございますが、地球にいいことチャレンジ事業費県補助金が歳入されますので、財源の組み替えを行うものでございます。

第2目教育振興費の第18節備品購入費32万円でございますが、第一小学校の教師用パソコンが使用できないため購入するものでございます。

第7項保健体育費、第3目学校給食費の備品購入費63万円でございますが、長年使用しているガス回転がまを購入するものでございます。

以上が今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 1件だけお聞きいたします。

第二小学校の体育館の雨水対策工事についてですが、どういう工事になるのでしょうか。それと、業者

も、これはもう決まっているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ご質問の第二小学校体育館下の駐車場スペースの雨水対策の整備についてご説明いたします。

ご案内のように、あの地域の形状は、国道、農協スタンド側からと裏の山側からと両方から雨水が流れ込むすり鉢状になっており、多量の雨が降ると水を飲み込めない状況となります。ことしの9月1日、ちょうど2学期の始業式の日でしたが、まさに始業式が始まろうとしているときに、先生方が職員室から体育館へ移動する中で異常に気がつきました。台風12号の影響で集中的豪雨に見舞われ、あっという間に体育館下に水があふれ、駐車してあった二小の教職員の車、ほか業者の車等、十数台、20台近くが水につかってしまうという水害に見舞われました。水深五、六十センチまで来たということです。

今回の台風は特別であったかもしれませんが、過去においてもそのようなことがあったということも踏まえ、今回、雨水対策をしっかりと行い、同じ繰り返しを起こさないように整備したいものです。排水等の設備が下にありますので、そこをうまく水を飲み込めるような、また今は泥状態の駐車場になっておりますが、コンクリート状の整備をしていきたいものでございます。

なお、業者等はこれからでございます。予算をお認めいただいた後に入札等で行っていくものでございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私は、以前から災害時の質問はずっと続けてやってきています。今ここでこういう形で出てくるのは遅いという感じがしたので、今質問をしました。

あそこは、両方から水が来るのは地形的に、だれが見ても雨が降れば来るということはわかると思います。やることについては、水を完全にシャットアウトできるような排水路が必要だと思います。私がここでなぜ質問をしたかという、学校の大規模改修、耐震のときに設計業者が追加工事が出るということがあったので、こういう雨で災害につながるのだから、例えば業者がまだ決まっていないというのであれば、しっかりと追加工事が出ないようなやり方で工事を進めてもらいたいということで質問をしました。一応、工事は出して、工事を進めて、また新たにもし不備が出れば追加工事を出していけばいいやいというような安易な出し方をしないで、しっかりとした工事を出してもらいたいと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 教育委員会がなかなか手が挙がらなかったのも、私のほうからお答えをさせていただきます。

大規模改修工事をやったために、あそこに壁をつくってしまったのです。水の抜け道がなくなったということで、今議員ご承知のとおり、あの下は水路が走っているのですけれども、その水路を上側をグレーチングにしまして、そこから水を落とすという工事の予定でございます。そのぐらいの工事ですから、特に大きな変更だとか、そういうことはないと思いますので、設計の段階でしっかり設計させていただきまして、変更がないように努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今副町長が答弁に出てくれて、このぐらいの工事だという話ですけれども、学校の

耐震大規模改修も、設計のプロがしっかりと見て、設計をしていって追加工事が出るから、このぐらいな工事で追加工事が出ないように私は今話したのだけれども。今の質問でも、ぱっぱと教育委員会が出てきて答えられるような、本当は最初の段階からそういう態度というか、行動が起こせるようにしておかないと、今言うように、ここを追加工事が出ないようにと言って困るのではなくて、はっきり答えられるようにひとつお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今の件と関係なくていいわけですよね。

歳出についての11ページの台風の被害によるというのですか、林道改修工事176万4,000円とここに計上されていますが、これでまたさらにということはなく、およそこれで今回の台風での被害の改修は大丈夫なのだろうかという点と、もう一点、次ページ、13ページに、やはりこれも大雨のため、道路測量ということで254万円ですか、計上されているのですが、改修費に比べてちょっと測量設計、委託するからということがあると思うのですが、高いなというふうな感じがするわけなのですが、これは設計料だけでこれだけのお金がかかってくるわけですから、当然それを改修するについて、来年度とか何千万とかそういうものがかかってくるということを見越しての設計料ではないのかなと推測するわけなのですが、そのところをちょっとお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、林道費の工事請負費について説明をいたします。林道の修繕工事につきましては、小坂地内にあります林道榎峠線ののり面の崩落ですか、崩れた箇所がありますので、その部分を補修するための工事が1カ所と、岩田地内にあります谷津林道の路面が雨水によって侵食されたというようなことで、今現状は車が通れないような状況になっておりますので、そこをもとに戻すための工事を施す予定です。

13ページになりますけれども、道路新設改良費の委託料の測量設計委託料につきましては、これは本中53号線の改良を施すものです。位置的には、旧高砂団地から幹線5号線に向かう道路となっておりますけれども、道路の中に中だるみのところがありまして、排水ができづらい状況になっております。ことし9月の大雨で雨水が排水できなくて、ポンプによってくみ上げているような状況がありますので、地元の方の安全と安心を確保するために事業を行うものです。本年につきましては、この場所が下水が入ってしまったり、NTTの配線等も入っておりますので、そういう意味がありまして、委託業務を行いまして事業を進めていこうというふうに考えております。

あと、委託料が高いというようなご質問もあったかと思いますが、これは埼玉県の委託に関する標準の歩掛かりというのですか、そういう設計単価を見積もる要領がありますけれども、それによって、おおよその距離と内容によりまして出しておりますので、これは適当な金額になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番(齊藤 實君) 先ほどちょっと聞き逃したのですけれども、11ページの備品購入費の、これは機械器具購入費216万4,000円とあるのですけれども、これは具体的にはどんなふうなものを買うのですか。

○議長(大澤タキ江君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見初子君) 11ページの備品購入費についての明細でございますが、こちらは高齢者と地域のつながり再生事業ということで、補助金をいただきまして、地区集会所に備品を購入するものでございます。地区集会所で介護予防事業など、元気モリモリ事業の筋トレなどを行っている関係で備品を購入させていただくのですが、町内4カ所の集会所にエアコン、それから冷蔵庫、それからテレビ、視聴覚機材等、それからテーブルなどをそれぞれ要望のあったところに整備をさせていただくものでございます。以上です。

○議長(大澤タキ江君) 7番、齊藤實君。

○7番(齊藤 實君) これは、今4カ所と言っていましたね。4カ所というのは、要するに何カ所もあるわけですね、町内には。だけれども、その基準というのは何かあったのですか。

○議長(大澤タキ江君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見初子君) 町内の集会所を全部使っていたわけではなくて、何カ所かに分けて、長瀬のほうとか矢那瀬のほうとかということで、集会所を借りて筋トレなど介護予防事業をやらせていただいているわけなのですけれども、夏の暑い時期などに、とても集会所でやるのに暑くてできないとかということで、エアコンを設置してもらいたいとかという要望があったわけなのです。総務課のほうにも聞いてみたりしたのですけれども、補助事業もありませんということで、整備は難しいということだったのですけれども、そこにちょうど地域支え合いの関係の補助事業が来まして、町のほうとしましては、例えば長瀬だけとかというふうに偏らないようにということで、とりあえず今回4カ所を設定させていただきました。明確な基準というのはないのですけれども、ちょうど要望のあったところで、町内の1カ所に偏らないような方法で選定をさせていただきました。以上です。

○議長(大澤タキ江君) 7番、齊藤實君。

○7番(齊藤 實君) 実は、いろいろなそういう要望は各集会所であるはずなのです。私の聞いたところでも、相当、暑いから、寒いから入れてくれというようなお話を聞いておりますので、もしそういうことである、順序であるのであれば順番に入れていただければ幸いかなと思いますので、ぜひそれを続けて購入していただければありがたいなと思っております。よろしく願います。

○議長(大澤タキ江君) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤タキ江君) ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第49号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第50号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。  
町長。
- 町長（大澤芳夫君） 議案第50号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。  
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,066万円を追加して、歳入歳出の総額を6億1,494万1,000円にしようとするものであります。  
補正内容は、歳入では、国庫負担金、支払基金交付金、基金繰入金の増額、歳出では、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。  
健康福祉課長。
- 健康福祉課長（浅見初子君） 議案第50号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。  
補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,066万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,494万1,000円とするものでございます。  
続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。歳入でございしますが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金でございしますが、居宅介護サービス等の増加により保険給付費の増加が見込まれるため、その所要額の20%が交付されるものでございます。  
次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金でございしますが、同じく保険給付費の約31%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。  
次に、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金でございしますが、同じように所要額の12.5%が交付されるものでございます。  
第7款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金でございしますが、保険給付費の市町村負担分として所要額の約12.5%を繰り入れるものでございます。  
次に、第2項基金繰入金、第1目介護給付費支払基金繰入金でございしますが、同じく保険給付費等の不足分に充当するため、基金から266万6,000円を取り崩し、繰り入れを行うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8、9ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費の第1目居宅介護サービス給付費、第6目居宅介護サービス計画給付費でございますが、要介護認定者やサービス利用者が増加し、予算の不足が見込まれるため、それぞれ増額補正を行うものでございます。

また、第2目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、当初見込みに対しまして利用者が少なく、給付費の執行残が見込まれるため減額するものでございます。

次の第2項介護予防サービス等諸費と第3項のその他諸費、第4項の高額介護サービス等費につきましても、要介護者等の増加に伴うサービス給付費や住宅改修費、ケアプラン作成費等の増加により予算額に不足が見込まれるため、増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第50号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第13、議案第51号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第51号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（大澤彰一君） 議案第51号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、鳩ヶ谷市が川口市に編入されたことに伴い、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第51号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤タキ江君） 日程第14、議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（福島 勉君） 議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

町長の提案理由でも申し上げましたとおり、平成23年10月11日付で鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第15、議案第53号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第53号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約についての提案理由を申し上げます。

皆野・長瀬上下水道組合の下水道事業の経営状況を明確にし、財務内容を開示できるよう、地方公営企業法の全部を適用したため、皆野・長瀬上下水道組合の規約を変更することについて協議をしたため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第53号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

町長の提案理由でも申し上げましたとおり、皆野・長瀬上下水道組合の下水道事業の経営状況を明確にし、財務内容を開示できるよう、地方公営企業法の全部を適用したため、組合同規約を変更する必要が生

じましたので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第3条の次に第3条の2として「地方公営企業法の適用」の条を新たに加えるもので、組合の下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するものでございます。

次に、第8条でございますが、第3条の2で「地方公営企業法」を「法」に略称しておりますので、改めるものでございます。

次に、第10条第3項に企業管理者の職務権限として「下水道事業」を加えるものでございます。

次に、第15条でございますが、「地方公営企業法」を「法」に略称するものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、施行期日でございますが、埼玉県知事の許可を得た後、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第53号 皆野・長瀬上下水道組合格約の一部を変更する規約を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎長瀬町選挙管理委員の選挙

○議長（大澤タキ江君） 日程第16、長瀬町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたし

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、須賀文夫君、宮澤修君、西澤邊雄君、福島義夫君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまご指名いたしました須賀文夫君、宮澤修君、西澤邊雄君、福島義夫君が選挙管理委員に当選されました。



#### ◎長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（大澤タキ江君） 日程第17、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、第1順位、中山昇君、第2順位、荒木友宜君、第3順位、中川昇君、第4順位、四方田真一君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまご指名いたしました第1順位、中山昇君、第2順位、荒木友宜君、第3順位、中

川昇君、第4順位、四方田真一君が選挙管理委員補充員に当選されました。



◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第18、請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員、新井利朗君の趣旨説明を求めます。

新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の紹介議員として、請願書の提出及び経緯並びに趣旨説明をいたします。

請願者、社会福祉法人わかたけ会理事長、渡辺茂氏は、ことし4月の町議会議員選挙直前まで8期にわたって、町民主体の行政が行われるよう、町会議員として発言、行動し、広く町民から信頼を寄せられている方でございます。私は、3期12年、町会議員として渡辺氏のご薫陶を受けてまいりましたよしみもあり、今回請願の趣旨に賛同できましたので、本日ここにご紹介させていただき、趣旨を説明させていただきます。

現在、政府は少子化社会対策会議を設置し、これを受けて厚生労働省は子ども・子育て検討会議を設け、検討を進めています。23年7月27日に「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」という文章が出されました。これを受けて、政府は少子化社会対策会議を開催し、中間取りまとめについて決定しました。これを受けて、厚生労働省は法案づくりに着手し、本年度の通常国会において法改正を行い、2013年度から施行しようとしています。

この中身を見ますと、幼保一元化、自治体の保育責任をなくし、保護者の自己責任にするとしており、さらに保育園の事業に、社会福祉法人だけでなく、無認可保育所、株式会社、NPO等にも参入の道を開くことが盛り込まれています。

現在の保育制度は、1、児童福祉法第24条において公的責任による保育の実施、言い換えれば、保育に欠ける子供については、市町村が責任を持って保育所に入所させ、保育しなければならないとしています。2、児童福祉法第45条において、公的責任による保育水準の確保をすることが規定されています。このため、全国一律の水準にするために児童福祉施設最低基準を設けています。3、児童福祉法第50条から55条にわたって公的責任による財政保障が規定されており、保育園において保育の最低基準を確保するための財政保障を国、県、市町村がすることに規定されております。この制度は世界的に見ても非常にすぐれたものであり、拡充することによって乳幼児により豊かな保育環境を提供することができるすばらしい制度であると認識しています。

ところが、政府は、この制度を解体し、国、県、市町村が責任を負わないようにし、保育所に預けるのも保護者の責任にしようとしています。さらに、保育事業に企業が参入できるようにし、保育を企業の金もうけの場にしようとしています。厚生労働省は、従来一貫して福祉事業に企業の参入はそぐわないとしていましたが、一転して企業の参入を認めようとするものです。

子ども・子育て新システムの内容で現在の児童福祉法が改正されると、市町村の責任は第1に、保育所の入所申し込みを受けるのではなく、介護保険と同じように、保育に欠ける時間、いわゆる要保育度の判

定をし、保護者に認定書を渡します。要保育度については、現在6時間、8時間、11時間が予定されています。認定された時間を超えて保育所に預かってもらう、例えば土曜保育、休日保育、夜間保育を初め、残業でお迎えが遅くなったりするとすべてが自己負担となってしまいます。このような条件のもとで認定書もらった保護者は、この認定書を持って自分で保育所探しをします。保育所は、この認定書に基づき、入所は決定しますが、要保育度と保育料が連動していますので、保育所の運営費を確保するためには、短い時間の保育ではなく、保育料の高い人を優先して入所を認める傾向になります。

また、保育料も、従来のように市町村に納入するのではなく、保育所に支払うことになるので、収入が低く、滞納しそうな家庭の子供を受け入れることにちゅうちょしてしまいます。例えば滞納があった場合は、保育所が父母に督促したり、時には家庭訪問をして徴収することになりますが、払ってもらえない場合は保育所の収入がなくなってしまいます。こうした可能性があるため、保育所に応諾義務が課せられていますが、保育士が確保できない等の理由があれば入所を拒否することになってしまいます。保育料については中間取りまとめの中で今後検討すると言っていますが、雰囲気として保育単価の4から5割程度になるのではないかとされています。

ゼロ歳児で見ますと、現在保育単価は定員によっても変わりますが、およそ16万円です。このうち4割から5割が自己負担とすると、6万から8万の保育料を支払わなくてはならなくなってしまいます。厚生労働省は減免措置は講ずると言っていますが、いまだ何の案も提示されていません。今日、就職難であったり、収入が少ない子育て世帯にとって、保育所に入所させることもできないということになってしまいます。この結果、貧困の家庭はますます貧困となってしまうのではないのでしょうか。

また、保育所の設置最低基準が廃止され、市町村で基準がつけられることになると、現在の基準よりよくなることも考えられますが、財政支出を伴うため低い基準となり、保育環境の悪化を招く結果となることが予測されます。現に秩父市においては、公立保育所の財源が特定財源から一般財源になってから、保育所の職員の75%以上がフルまたはショートのパートに置きかえられてしまいました。このことは、良好な保育サービスにつながっているとは考えられません。

次に、幼保一元化についてですが、一部に、幼稚園についてはそのまま残し、幼稚園、認定こども園、保育所については総合施設とし、乳児園については保育所、認可外保育施設等については客観的な基準を満たした保育事業にするとしています。このため、幼保一元化も、一元化ではなく四元化となることになってしまい、検討の本旨からかけ離れたものになってしまいます。

また、幼稚園と保育所を合体させた場合について、4時間については幼児教育、残りの時間は預かり保育、3歳未満児にあっては保育としており、現場での混乱が予測されると同時に、子供自身がこの環境の中で伸び伸びと生活することができるか不安が残ります。

このような子ども・子育て新システムについては、政権党である民主党の一部の国会議員を初め、自民党、公明党、社民党、共産党等の国会議員からも疑問や反対の声が上がっています。

以上、趣旨説明とさせていただきます。長瀬町議会議員の皆様にも、請願書の趣旨をご理解、ご賛同いただきまして、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書を採択いただきまして、国に提出していただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） これより本請願について、紹介議員の説明に対する質疑を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ただいま新井議員より趣旨説明がなされましたが、私もこの新システム、また旧シ

システムについて自分なりに勉強してみました。大変難しい条文が並んでいて、非常にわかりにくいというのが私の感想というか、頭の中ですが、ひとつ。

現在、国は少子化対策大臣等を設けて、やはり日本の国で少子化が始まっている、これを何とかしなければいけないということでメインの政策にしているところですが、まず子ども・子育て新システム導入についてですが、都市部では受け入れ施設不足等で待機児童がふえているという社会問題になっていることは周知のところ。新システム導入は、7月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」が決定され、来年の通常国会には早急に所要の法律案を提出するというふうになっています。

しかし、その中の目的1という条文だけ読みます。「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」の構築、これが1です。2、3、4とありますが、2から4については、出産、子育て、就労と雇用の創出が目的になっております。ですから、要するに、2、3、4は母親の支援とか就労というふうなことに重きを置かれています。高齢化社会における労働力不足を、子育ての主婦を安い賃金で雇い、賄うパートタイマーに照準を絞っているのではないかと思います。これは、時間区切りの輪切り保育が出てくるということになるのも明らかかなという感じがします。

また、幼稚園、保育園の一体化によりこども園にするとのことですが、やはり新井議員が言われたように、親と園との直接契約となり、親が入園先を探さなければいけないと、また……

○議長（大澤タキ江君） ちょっと村田徹也議員に申し上げます。

新井利朗議員に対する質疑なのですけれども。新井議員に対する質問が、今私が話しました議題なのですけれども。

○2番（村田徹也君） わかりました。では、質問ということにならなくなると思うのですが、意見ということ……

○議長（大澤タキ江君） ちょっと、質問ですので、申しわけございません。

○2番（村田徹也君） はい、わかりました。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大澤タキ江君） 起立多数。

よって、請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求

める意見書の提出を求める請願は採択することに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

ただいま板谷定美君から発議案第1号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第20として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書を日程に追加し、追加日程第20として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 追加日程第20、発議案第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大澤タキ江君） 発議案の内容等について、板谷定美君の説明を求めます。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の説明を朗読することによってかえさせていただきます。

現在、国において検討されている新たな保育制度「子ども・子育て新システム」は現保育制度を大きく変えようとするものであり、要綱では全ての子どもへ良質な成育環境を保障するものとしながら、企業の

参入による保育の産業化や保育所の最低基準の廃止により保育の質に地域格差が生じるおそれがあるなど、子どもの権利保障の観点から看過できない深刻な問題がある。

現行の保育制度は国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、全ての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、検討されている制度改革の方向は直接契約・直接補助方式、応益負担を導入し、保育をサービス産業化するものである。国の責任を市町村にゆだねるだけでなく、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育責任を後退させ、保育の地域格差や家庭の経済状況による保育レベルの差を生みだすことになりかねない。

子どもの貧困や子育ての困難が広がるなか、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地では保育の場の確保が問題になっている。いま、必要なことは国と自治体の責任で、保育・子育て支援などの制度を拡充し、そのための十分な財源を確保することである。

よって国においては、子ども・子育て新システムの安易な導入をすることなく、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て働き続けられる現保育制度のより一層の拡充を図るよう下記事項について強く要望する。

1、国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条に基づき国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること。

2、国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。

3、規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、朗読によって説明させていただきました。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第1号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



### ◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、すべての議案を原案のとおり議決をいただきまして、まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案や一般質問でいただきました意見等につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じております。

町の行財政を取り巻く環境は依然厳しい状況であります。今後とも、「町民が主役」を基本理念に、地域の実情に合った個性あふれる町政運営を進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛をいただき、交通事故等にも十分ご注意をいただき、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念を申し上げます、閉会のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、年末を迎え、寒さも一段と厳しくなりました。風邪など引かぬようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成23年第5回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後4時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 3月 2日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 板 谷 定 美